

# 第2期八百津町国土強靱化地域計画

令和8年3月  
八百津町

## 目次

はじめに .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	2
3 計画の期間 .....	2
第1章 強靱化の基本的考え方 .....	3
1 強靱化の理念 .....	3
2 基本目標 .....	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針 .....	4
第2章 町の地域特性 .....	6
1 位置・面積 .....	6
2 地形・地勢 .....	7
3 気候的特性 .....	7
4 社会的条件 .....	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク .....	13
1 本町の災害履歴 .....	13
2 考慮すべき災害特性 .....	17
第4章 脆弱性評価 .....	20
1 脆弱性評価の考え方 .....	20
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 .....	20
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価 .....	22
第5章 強靱化の推進方針 .....	23
1 推進方針の整理 .....	23
2 強靱化の推進方針について .....	23
3 SDGs との関連 .....	23
4 施策分野ごとの推進方針 .....	24
第6章 計画の推進 .....	57
1 施策の重点化 .....	57
2 計画の見直し .....	58
資料編 .....	59
1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針 .....	59
2 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 .....	88
3 用語集 .....	118

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な防災・減災及びその他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成25年12月に施行されました。また、平成26年にはこの基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

基本法では、第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、本町では令和3年に「八百津町国土強靱化地域計画」を策定し、防災・減災に係る取り組みを推進してきました。

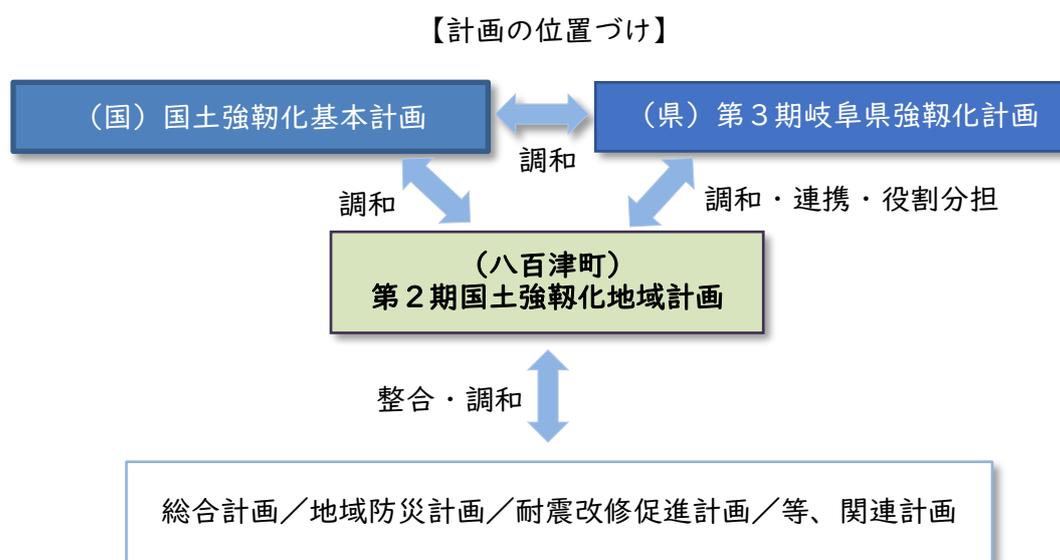
国では、令和5年7月に基本計画の内容を変更し、それを受け岐阜県では令和7年3月に「第3期岐阜県強靱化計画」を策定し、基本計画の内容や令和6年能登半島地震の教訓から建物耐震化の促進、災害対応における県・市町村間の連携強化など震災対策の見直しを行いました。

これらを背景に、本町においても「八百津町国土強靱化地域計画」が令和6年度で計画期間の最終年度を迎えること及び本町における強靱化の取り組みを継続することを目的として、「第2期八百津町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の性格

本計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、計画の策定にあたっては、基本計画や第3期岐阜県強靱化計画など関連計画と整合性を図り策定します。

また、強靱化に関する内容については、本計画以外の本町の様々な計画等の指針となる性格を有するものとします。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする5年間とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
本計画	→					
次期計画					見直し	→

## 第1章 強靱化の基本的考え方

### 1 強靱化の理念

本町は、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生してきましたが、過去の災害の反省を踏まえ、大規模自然災害等への備えを行ってきました。

今後、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちたまちをつくり、次の世代へ引き継いでいくため、豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく進めていかなければなりません。

### 2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないと規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとします。

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 基本目標1 | 町民の生命の保護が最大限図られること        |
| 基本目標2 | 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること |
| 基本目標3 | 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化      |
| 基本目標4 | 迅速な復旧復興                   |

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進します。

#### (1) 町の特性を踏まえた取組推進

人口減少や少子高齢化、過疎化の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取り組みを進めます。

全国的に気候変動に伴う短期的・局地的な豪雨が増加傾向であり、地球温暖化の進行に伴い、その強度と頻度の更なる増加も懸念されることから、気候変動リスクを踏まえた上で、防災・減災対策の取り組みを進めます。

過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、これまでの想定を超える事態が常態化していることや、令和6年能登半島地震を踏まえた県における震災対策の見直しの結果も踏まえ、取り組みを進めます。

それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、医療・介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取り組みに当たります。

#### (2) 効率的・効果的な取組推進

国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取り組みを進めます。

「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取り組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取り組みに当たります。

非常時のみならず、日常の町民生活の安全・安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫します。その際は、現在進められている「地方創生」の取り組みとの連携を図ります。

限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備に当たっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、特に事業の効率性確保に配慮します。

#### (3) 防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進

強靱化の担い手は町民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、「自らの命は自ら守る」あるいは「命最優先の避難」といった身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等における活動を通じて、若者から高齢者までの幅広い年齢層に対する防災教育や地域における防災訓練の取り組みを進めます。

平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災士や消防団員等防災人材の育成を男女共同参画や外国人の視点にも配慮しつつ推進します。

令和6年能登半島地震でも、石川県内で災害関連死と認定された方の数が、直接死を上回

っていることから、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、避難生活における災害関連死を最大限防止することを念頭に置いて、スフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）などを踏まえた避難所の環境改善や、被災者の心身のケアなどの福祉的視点に立った取り組みを進めます。

町の強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・近隣市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との訓練や、人材育成をはじめとする各種取り組みのほか、災害時を想定した応援協定の締結など、官民一丸となった連携体制の強化に向けた取り組みを進めます。

スフィア基準とは

スフィア基準では、人間の存続のために必要不可欠な4つの要素、「給水、衛生、衛生促進」「食糧の確保と栄養」「シェルター、居留地、ノン・フードアイテム（非食糧物資）」「保健活動」の分野における最低基準が定められています。

例：避難所のトイレの男女比は1：3 等

（4）デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化

少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術を活用し、防災・減災、国土強靱化の高度化に向けた取り組みを進めます。

ドローンなど、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について検討を進めるとともに、災害時において適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図ります。

損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」の推進に際しては、積極的にデジタル等新技術を活用し、メンテナンスや老朽化対策の効率化・高度化を図ります。

デジタル等新技術の活用にあたっては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取り組みを推進します。

## 第2章 町の地域特性

### 1 位置・面積

本町は、濃尾平野の北端、岐阜県の東南部に位置し、市街地と農山村の両方を含む自治体です。町の北側に飛騨川、町内南部に木曾川が流れ、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、川辺町、南は瑞浪市、御嵩町に接しています。県庁所在地の岐阜市からは約40km、中部経済圏の中心である名古屋市からは約45kmの距離に位置しています。町域は、東西19.8km、南北11.2kmにわたって広がり、総面積128.79km<sup>2</sup>となっています。

【八百津町の位置】



## 2 地形・地勢

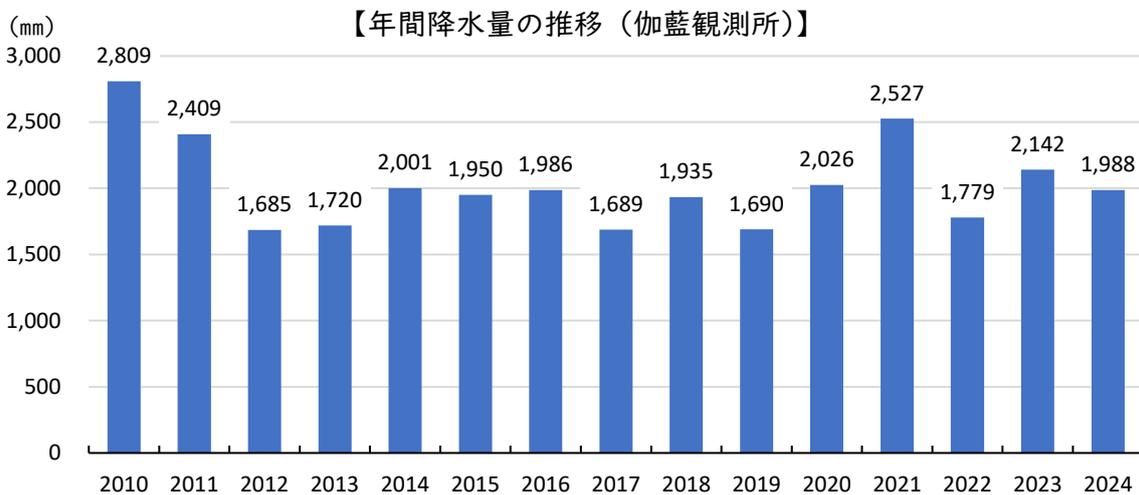
本町は、盆平野と木曾山脈に連なる山岳地帯からなる地域で、森林が町域の約80%を占めています。町の西部は、海拔120m前後の木曾川の河岸段丘上に住宅、農地が広がっています。西南から北東に行くに従って、平野部が丘陵地から山間地域へと変わり、町の東部では海拔500mから600mの高原に集落が点在しています。

町の北側には飛騨川、町内南部には木曾川が流れています。町内の南部を東西に流れる木曾川には、名場居川、旅足川、荒川、石川等多くの支流が流入しており、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生しています。

地質をみると、町の大部分は、秩父古生層という堆積岩の隆起によって形成されていますが、東部の久田見地区をはじめ一部の地域は、花崗岩地帯で形成されています。また、木曾川流域一帯は、新生代三紀層で形成されています。

## 3 気候的特性

本町は、主に温暖湿潤気候に属しており、年間降雨量は2,000mm前後です。冬期の降雪量は県下では少ない地域に属しており、東部地域の高原地帯では気温がかなり低くなり、やや内陸型気候です。



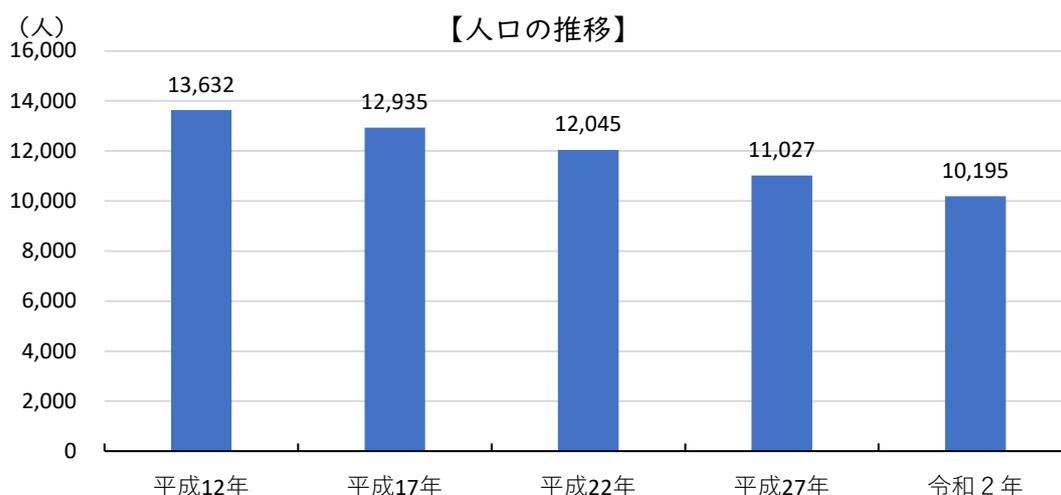
資料：気象庁

## 4 社会的条件

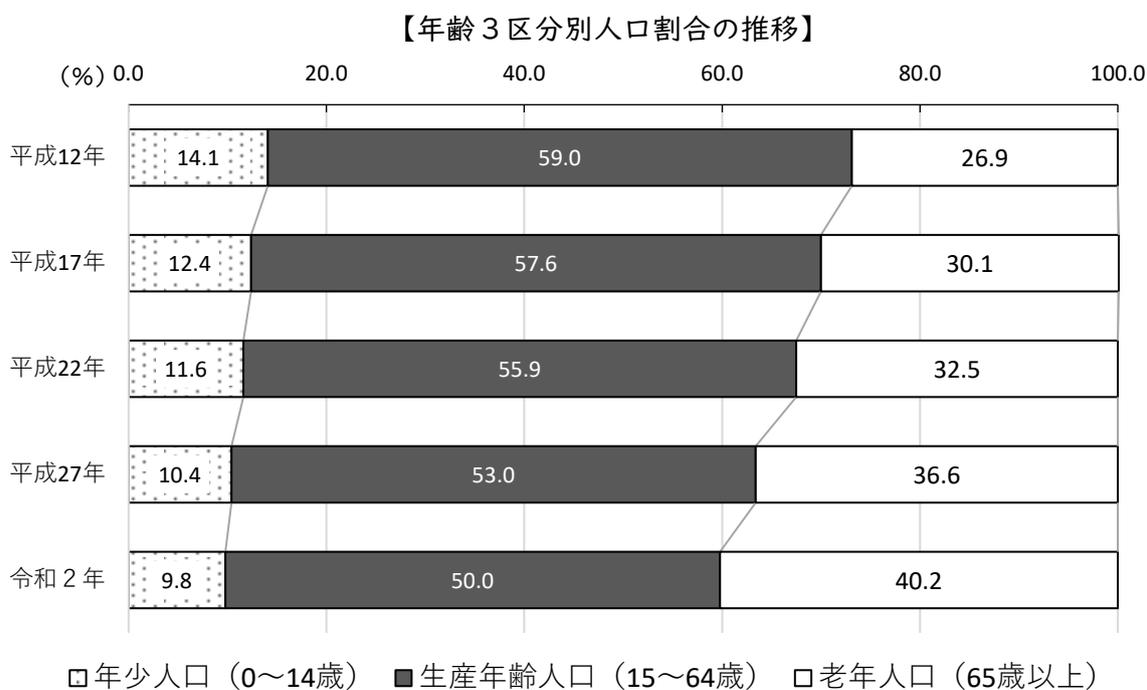
### (1) 人口

本町の総人口は令和2年時点で10,195人となっており、平成12年から令和2年までの20年間で3,437人減少しています。

また、年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口（0～14歳）割合は減少、老年人口（65歳以上）割合は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 土地利用

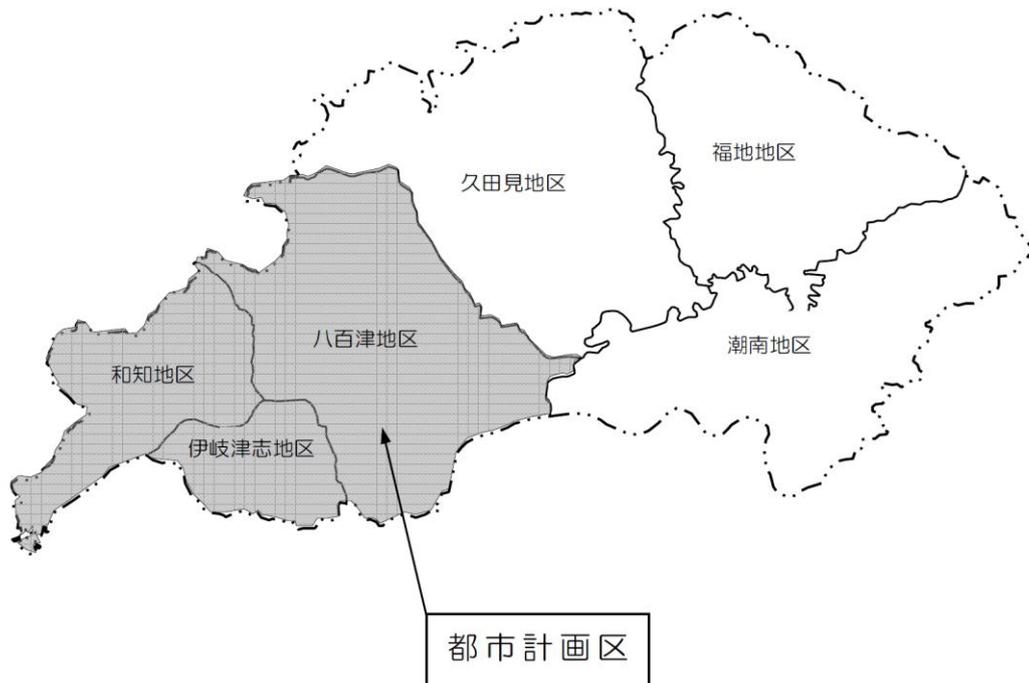
本町は、昭和34(1959)年に八百津、伊岐津志、和知地区の一部が都市計画区域に指定され、昭和49(1974)年に八百津、伊岐津志、和知地区の全域が指定されています。昭和46(1971)年には農業振興地域の指定を受けています。

都市計画区域は線引き(市街化区域、市街化調整区域の設定)、用途地域が指定されていない状況で、都市計画区域は47.37k㎡、八百津町行政区域面積の36.8%、都市計画区域内の人口は、令和6(2024)年4月1日時点で8,306人と総人口の83.0%を占めています。

農業振興地域は、山林以外の集落地を中心にほぼ全域に広がっています。

自然公園地域は、飛騨木曽国定公園として、木曽川周辺に指定されています。

【都市計画区域】



資料：八百津町都市計画マスタープラン

### (3) 交通

高規格幹線道路としては、八百津町の西端を東海環状自動車道が通過しており、最も近い可見御嵩 IC まで県道 83 号、やおつトンネル経由で約 20 分となっています。また、中央自動車道の土岐 IC までは国道 21 号、御嵩町経由で約 40 分、多治見 IC までは国道 248 号、可見市経由で約 40 分となっています。

広域幹線道路としては、一般国道 418 号があげられ、八百津町の道路網の骨格となっています。木曾川沿いを東西に走り、東は恵那市方面、西は川辺町、美濃加茂市方面を結んでいますが、令和 7 年 4 月現在、潮見地内から恵那市を結ぶバイパスの建設が進んでいます。

一方、南北軸を形成しているのは主要地方道多治見白川線で、南は可見市、御嵩町方面、北は白川町方面を結んでいます。これらの道路網は、災害発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割を持っていることから、そうした機能にも対応できる整備が求められています。

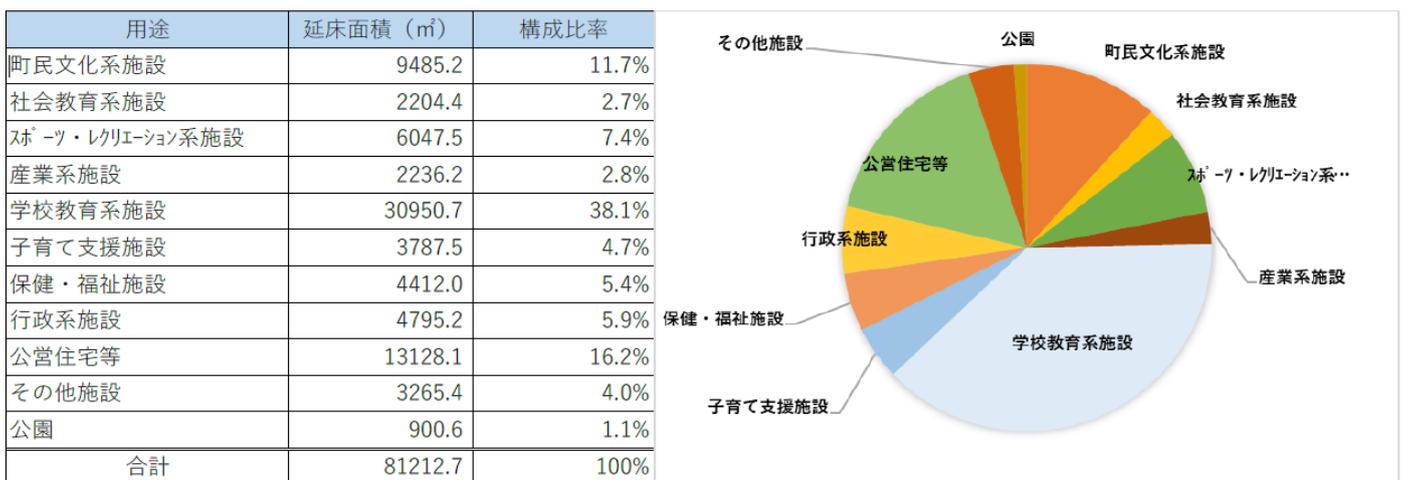
また、本町は、木曾川によって南北方向のアクセスが分断されているため、木曾川に架けられた稲葉橋、八百津橋、八百津大橋、蘇水峡橋、小和沢橋等の橋梁が南北軸の要として重要な役割を果たしています。これらの橋梁について、適切に維持・管理を行います。

### (4) 公共施設（建物）

本町が保有する公共施設の令和 2 年度末時点で延床面積は 81,212.7 m<sup>2</sup>であり、学校教育系施設と公営住宅で延床面積全体の 5 割以上を占めています。また、整備状況を見ると、令和 2 年度末時点で 74%と老朽化が進んでいます。

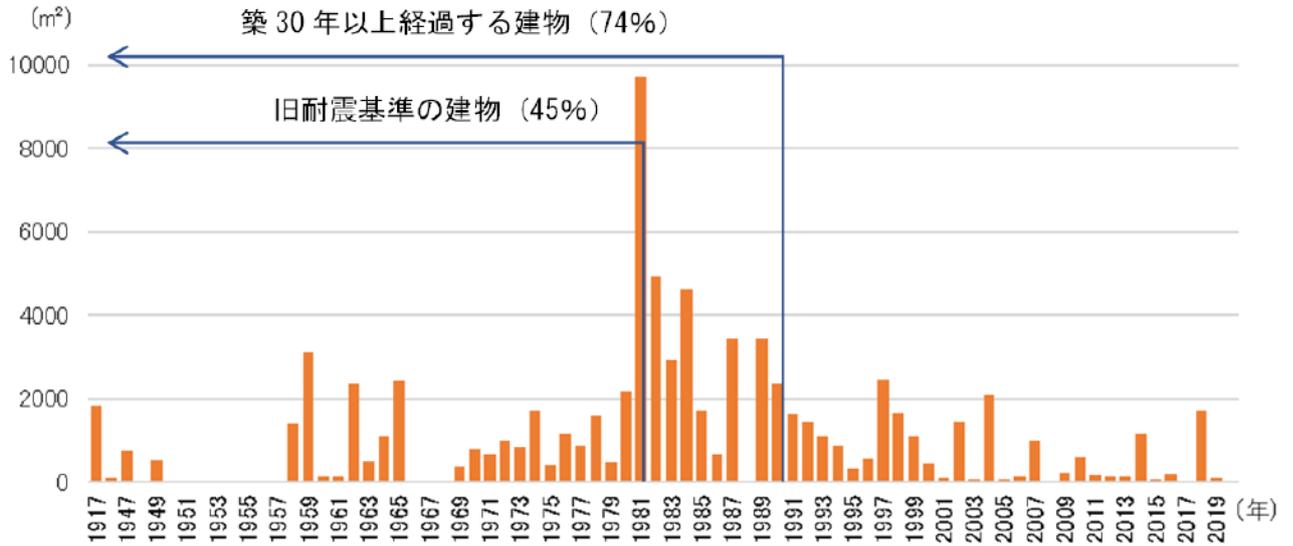
総務省の調査結果によると、人口 1 万人以上 3 万人未満の自治体における築 30 年以上の施設の割合は、平均 35.9%となっていることから、本町の公共施設は老朽化が進行していることが分かります。

【公共施設の用途別保有状況（令和 2 年度末時点）】



資料：八百津町公共施設等総合管理計画(令和 4 年 3 月改訂)

【公共施設の整備状況（令和2年度末時点）】



資料：八百津町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)

(5) インフラ施設

主なインフラ施設には公園（都市公園、ふれあい公園）、道路（認定町道、林道）、橋梁、上水道施設、下水道施設（公共下水道、農業集落排水、個人下水道）があります。

用途	主な資産	種別	数量
公園	都市公園	面積	13.6ha
		箇所数	4箇所
	ふれあい公園	面積	91.3ha
		箇所数	5箇所
道路	認定町道	路線数	1,061路線
		実延長	393km
	林道	路線数	34路線
		実延長	83km
橋梁	橋梁	橋梁数	169橋
		延長	1.6km
上水道施設	上水道	浄水場	4施設
		管路延長	198km
下水道施設	公共下水道	処理場	処理場は4市9町の汚水进行处理する各務原浄化センターで処理。
		管渠延長	104km
	農業集落排水	処理場	2施設
		管渠延長	18.6km
	個人下水道	合併浄化槽	公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業計画区域を除いた区域で実施。

資料：八百津町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)

(6) 空家の状況

本町で令和5年に実施した空家調査では、町内で空家と思われる家屋は411戸、うち管理不全空家と思われる空家が67戸、特定空家と思われる空家が20戸ありました。

空家等が放置されると、建物自体の倒壊や屋根の落下、外壁の崩壊などが発生し、近隣住民等に対して防災上とても危険な問題を引き起こします。特に密集市街地や交通量の多い道路、通学路に空家が位置している場合は、倒壊した場合の被害が大きくなるため、対策が必要です。

地区名	空家		
	空家と思われる戸数 (判定 A, B)	管理不全空家と思わ れる空家 (判定 C)	特定空家と思わ れる空家 (判定 D)
八百津	219	36	11
錦津	16	2	1
和知	45	11	2
久田見	78	10	2
福地	27	5	2
潮南	26	3	2
合計	411	67	20

【建築物の老朽危険度判定基準】

判定	説明
A	小規模の修繕により再利用が可能（または修繕がほとんど必要ない）
B	維持管理が行き届いておらず、損傷もみられるが、多少の改修工事により再利用が可能（当面の危険性はない）
C	ただちに倒壊や建築資材の飛散等の危険性はないが、維持管理が行き届いておらず、損傷・老朽化が著しい
D	倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、解体等の検討が必要と思われる（緊急度が極めて高い）

資料：第2次八百津町空家等対策計画

### 第3章 計画策定に際して想定するリスク

#### I 本町の災害履歴

##### (1) 風水害

本町及び周辺地域で明治時代以降に発生した水害で、木曾川や飯田川等の氾濫による被害の履歴です。

年月日	種別	河川	被害概要
1881/05/06	洪水	木曾川	木曾川流域の堤防が35箇所で決壊。羽栗・中島・山県・厚見・方県・安八・加茂・海西の79か村が被災。
1884/07/01	洪水	木曾川	木曾川洪水により黒瀬、下町・芦渡にて家屋流失2戸。
1890/10/06	暴風雨	—	暴風雨で恵那郡・加茂郡・益田郡・吉城郡などが被害。
1896/08/30	暴風雨	—	暴風雨により県内全域に被害。死者26名、家屋全壊5,606戸、家屋半壊3,594戸。
1907/08/15	暴風雨	—	美濃地方は暴風雨。加茂郡・可児郡・武儀郡の被害大。死者1名、家屋崩壊257戸。
1911/06/28	洪水	木曾川 長良川	木曾川・長良川が出水。中濃地方被害甚大。家屋流失・崩壊5戸。家屋浸水1,154戸。堤防の決壊47箇所。
1934/09/21	台風	—	『室戸台風』。岐阜県内死者15名、家屋全壊1,163戸、半壊2349戸。
1952/07/--	大雨	—	集中豪雨のため久田見村被害甚大。
1953/07/--	洪水	木曾川	『木曾川大洪水』。八百津に避難命令。
1959/09/26	台風	—	『伊勢湾台風』。中心気圧895hPa、最大風速75m。八百津町では死者1名、重傷者13名、全半壊家屋671戸。災害救助法が適用。
1961/09/16	台風	—	『第2室戸台風』。被害家屋半壊81戸。県災害救助法が適用。
1963/05/--	大雨	—	5月～6月。長雨による被害約130,000千円。
1964/09/24	台風	—	台風20号による被害家屋全半壊90戸。

年月日	種別	河川	被害概要
1967/07/--	大雨	—	集中豪雨による被害額 59,042 千円。梅雨前線、低気圧により西濃地方、中濃地方、東濃地方山間部に大雨。死者・行方不明者 2 名、床上床下浸水約 2,780 戸。
1968/08/17	台風	—	台風 7 号、前線による大雨。益田郡南部、郡上郡南部、加茂郡・恵那郡の一部に集中豪雨。死者・行方不明者 14 名、家屋全半壊、流失など 130 戸。
1983/09/28	台風	—	台風 10 号崩れて県内は大雨。美濃加茂市を中心に各地に大きな被害。死者 4 名のほか住家被害 2,690 余戸。美濃加茂市・坂祝町・白川町など被害は中濃地域に集中。
1992/08/12	集中豪雨	—	中濃地方に集中豪雨。床上浸水やがけ崩れが相次ぐ。
2010/07/15	大雨	—	大雨により洪水警報発令。死者 3 名（八百津町野上）、全壊家屋 3 棟、半壊家屋 3 棟、一部破損 3 棟、床上浸水 8 棟、床下浸水 60 棟。 路側、法面崩壊等 130 箇所、護岸流等 77 箇所。
2011/09/21	台風	—	台風 15 号により、八百津町に土砂災害警戒情報が発表された。この台風により、隣接する御嵩町の次月地区では国道 21 号を寸断する土砂崩れが発生。死者 1 名。
2018/09/04	台風	—	台風 21 号による暴風により、3 日～4 日間停電が発生。久田見浄水場、潮南浄水場の機能が停止し断水。停電による携帯通信局の機能停止により携帯電話が使用不可。倒木による電話線断線や停電により固定電話も使用不可。 倒木や電柱が倒れ、主要道路などが通行止め。

資料：八百津町史 通史編（八百津町史編纂委員会／八百津町）、岐阜県 HP、社団法人全国治水砂防協会 HP より整理

## (2) 地震災害

本町及び周辺地域で発生した地震の履歴です。

年月日	地震名	震央	被害概要
1585/11/29	天正地震	飛騨白川	M=7.9 あるいは 8.0~8.1。活断層による直下型地震。
1854/06/13	—	—	M=6.9。
1854/11/04	安政東海道 沖地震	—	M=8.4。
1854/11/05	安政南海道 沖地震	—	M=8.4。
1855/02/01	—	—	M=6.75。
1855/10/02	江戸地震	—	M=6.9。
1858/02/26	飛越地震	—	M=7.0~7.1。
1885/01/17	—	—	加茂・武儀両郡に強震。
1889/05/12	—	—	美濃南部に強震。加茂・武儀・可児各郡に及ぶ。
1891/10/28	濃尾地震	根尾谷付近	M=8.0、内陸直下型地震。地震の及んだ範囲は九州全土から東北まで。全国では死者7,273名、全壊・焼失家屋142,000戸。八百津町では死者1名、負傷者1名、半壊家屋12戸。
1906/04/20	—	—	美濃・飛騨に強震。益田郡内が特に被害が甚大。
1907/10/27	—	—	益田・武儀・加茂の三郡に強震あり。
1944/12/07	東南海地震	遠州灘	M=8.0、岐阜県では震度5。岐阜県の被害、死者16名、負傷者38名、全壊家屋865軒、半壊家屋865軒。
1945/01/13	三河地震	愛知県南部	M=7.1、美濃地方では震度3。
1946/12/21	南海道地震	紀伊半島沖	M=8.1、岐阜県では強震。奥羽地方の北部と北海道を除くほとんどの地域で有感観測。全国では死傷者・行方不明6,603名、全半壊家屋35,105戸、焼失家屋2,598戸。岐阜県では死傷者78名、全半壊家屋1,552戸。日向灘から東京湾にかけて津波が発生。
1961/08/19	北美濃地震	—	石徹白地区が最も甚だしく、地割れ、山崩れ、道路の損壊。死者2名。
1969/09/09	美濃中部地震	郡上郡北部	M=7.0、美濃地方では震度4。

年月日	地震名	震央	被害概要
1995/01/17	兵庫県南部地震	兵庫県南部	M=7.2、岐阜県では震度4。

資料：八百津町史 通史編（八百津町史編纂委員会／八百津町）、岐阜県災害史（岐阜新聞社）、岐阜県 HP より整理

### （3）その他

本町及び周辺地域で明治時代以降に発生したその他の災害履歴です。

年月日	種別	被害概要
1889/1/--	火災	黒瀬上町より出火。29 戸焼失。
1938/3/28	火災	杣沢火災発生。12 戸（23 棟）焼失。
1949/8/--	火災	町有林火災発生。50 町歩焼失。

## 2 考慮すべき災害特性

### (1) 風水害

木曾川をはじめ、木曾川に流入する多数の支流の流域に位置しているため、これまでも台風や集中豪雨に伴う悪条件が重なると、風水害による被害が発生しています。

代表的なものとしては、昭和34(1959)年の伊勢湾台風があげられます。死者2人、負傷者13人、家屋等の全壊78戸、半壊486戸、床下浸水120戸という甚大な被害を被り、災害救助法が適用されました。昭和36(1961)年の台風18号(第2室戸台風)においても、家屋等の半壊81戸という大きな被害が出ています。また、昭和58(1983)年の9.28災害では、集中豪雨によって木曾川が増水し、家屋等の全壊・半壊各1戸、床上浸水17戸、床下浸水12戸のほか、錦織つり橋の流出や木曾川護岸の破壊等の被害に見舞われました。これ以外にも、昭和43(1968)年、昭和51(1976)年、平成11(1999)年にも台風・豪雨に起因する水害によって、床上・床下浸水の被害が発生しています。

### (2) 土砂災害

地形・地質的特徴から、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、傾斜地が崩壊したり、土石流が発生したりする可能性があります。

平成22(2010)年7月15日、約5時間で250mm前後という梅雨前線による局地的豪雨によって野上地区において土石流が発生、死者3人という被害に見舞われました。加えて、河川の氾濫や住宅への浸水、がけ崩れや道路の寸断、田畑の流出・冠水等、町内全域にわたって甚大な被害が発生しました。翌年の平成23(2011)年9月にも、台風15号によって八百津地区の裏山が崩壊し、負傷者が1人出ています。

本町は、町域の約8割を森林が占めていますが、適正管理された山林の減少等による森林の保水機能の低下により、短時間の豪雨でも急激な増水や水害、土砂災害の危険が生じるようになったともいわれています。今後も上記のような災害が発生する可能性は否定できず、適切な対策を講じていくことが求められています。

### (3) 渇水

短時間強雨や大雨が発生する一方、年間の降水の日数は減少しており、岐阜県においてもしばしば出水が制限されている渇水が生じています。特に、平成6(1994)年の列島渇水では、岐阜県では厳しい節水を強いられた一部地域で一時断水が発生するなど、県民生活に影響を及ぼしました。

また、将来においても無降雨日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、既存の水資源開発施設の能力を上回る甚大な渇水被害の発生が懸念されています。こうした渇水が発生した場合でも、危機的な被害が発生しないような対策が求められます。

#### (4) 地震災害

##### ①海溝型地震

海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれます。近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ 100 年から 150 年に一度、東海地震・東南海地震・南海地震の震源域において繰り返し大規模な地震が発生しています。しかし、約 65 年前からは、東南海地震・南海地震の震源域でしか地震が発生していません。とりわけ東海地震の震源域については、前回発生（1854 年安政東海地震）して以来、既に 150 年が経過しているため、その地域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。

本町については、南海トラフ巨大地震において、最大震度 6 弱の揺れ（参考：岐阜県防災課「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」、平成 25 年 2 月 9 日発表）があると予測されています。

##### ②内陸型地震

活断層が原因の内陸直下型地震は、断層型地震と呼ばれます。岐阜県は、全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれています。内陸直下型地震の原因となる活断層は大小あわせて約 100 本が確認されています。

本町周辺にも、阿寺断層帯や濃尾断層帯といった活断層が存在しています。天正地震（天正 13 年(1586 年))、濃尾地震（明治 24 年(1891 年)) 等、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっており、これらの活断層に起因する地震が発生する可能性があります。

なお、本町に最も近い阿寺断層帯では、震度 6 弱の揺れ（参考：岐阜県防災課「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」、平成 31 年 2 月 19 日発表）があると想定されています。また、その他県内の主要断層帯において内陸直下地震が発生した場合も震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。

活断層は全てが確認されている訳ではありません。本町直下に、まだ確認されていない活断層があり、それが原因で地震が起こる可能性がないとはいえません。また、『八百津町地震防災マップ』（八百津町、平成 20 年 2 月）は直下型地震(M6.9)を想定して作成されており、川治いや谷あいの低地部の広い範囲で震度 6 弱の揺れがあると予想されています。

##### ③より遠距離で発生する大規模地震の影響

遠方で発生した地震であっても、その地震の規模が大きいと、何らかの影響が生じる可能性があるため注意が必要です。平成 7 年(1995 年)1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震(M7.3)では、震源地から約 200km 離れた本町で震度 4 となりました。また、平成 23 年(2011 年)3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震(M9.0)においては、震源から約 600km の距離があるにも関わらず、本町で震度 2 を記録しています。

(5) 雪害

平野部の積雪はあまり多くありませんが、山間部はほぼ毎年15～20cmの積雪があります。

福地、潮南地区は、降雪が寒さのために凍結することがあり、2月から3月にかけての数日間、交通に支障をきたす場合があります。しかし、雪崩等による家屋の倒壊や埋没等、直接的な雪害の危険は大きくありません。

(6) 火災

八百津地区及び久田見地区内は、家屋が密集し、危険物販売所等の施設もあるため、強風時や大地震時において大火となる恐れがあります。山間部については家屋の密集度は低いものの、消防水利の不足や他地区からの応援に時間を要するといった理由により、大火災となる場合が考えられます。

本町は、森林が約8割を占めています。特に初春は空気が乾燥しているとともに、枯れ草も多く、暖かくなるに従って入山者が増えることにより、山火事が発生する危険性が高まるため注意が必要です。

(7) その他

本町には、多目的ダムとしては日本国内最大規模の丸山ダムが立地しています。さらに、現在、その丸山ダムの機能を維持しながら、ダム自体の嵩上げを行うという最新工法によって新丸山ダムの建設が進められています。しかし、大規模ダムであり、大規模地震によってダムが決壊した場合等には、大被害が発生する可能性があるため、防災対策を講じていく必要があります。

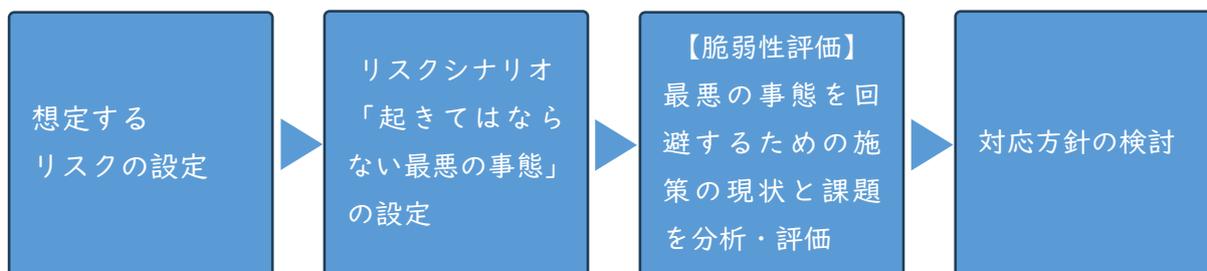
## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施しています。

具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っています。

また、県の強靱化計画においては、本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、県計画を参考としつつ、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		6	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	1	役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		3	食料や物資の供給の途絶
6	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		2	地域交通ネットワークの分断
		3	異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		3	地震後の豪雨災害等の複合災害による逃げ遅れや死傷者の発生
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		3	幹線道路の損壊や広域的な地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

前記 26 項目の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連施策を抽出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価しました。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、施策分野ごとの脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行いました。なお、施策分野は、国の基本計画や第 3 期岐阜県強靱化計画との整合性を重視して設定しています。

#### (個別施策分野)

- 1 交通・物流
- 2 国土保全
- 3 農林水産
- 4 都市・住宅／土地利用
- 5 保健医療・福祉
- 6 産業
- 7 ライフライン・情報通信
- 8 行政機能
- 9 環境

#### (横断的分野)

- 10 リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成
- 11 官民連携
- 12 メンテナンス・老朽化対策
- 13 デジタル等新技術活用

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した先述の13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理するとともに、重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

### 2 強靱化の推進方針について

推進方針は、8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を13の施策分野ごとに取りまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

### 3 SDGs との関連

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略のことで、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標で構成されています。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとなっています。

第3期岐阜県強靱化計画では、SDGsの達成に関連する施策を明記しており、本計画においても、県と整合性を図るため、SDGsの達成に関連する施策を示します。



## 4 施策分野ごとの推進方針

### (1) 交通・物流



#### 【道路ネットワーク整備】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号(八百津町潮見～恵那市飯地)は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、町道整備を計画的かつ効率的に推進します。	建設課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。	建設課
○地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。	建設課
○大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。	建設課 防災安全室

## 【主要幹線道路等輸送路の確保】

施策の内容	担当課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。	建設課
○町道については、町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、その整備を計画的かつ効率的に推進します。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。	建設課
○地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。	建設課

## 【緊急輸送道路ネットワークの確保】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。	建設課
○地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。	建設課
○大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。	建設課 防災安全室

## 【孤立集落の発生に備えたネットワークの確保】

施策の内容	担当課
○孤立集落となる可能性がある地域については、非常用通信の整備、ヘリポートの確保、食料品等の備蓄等による対策を行います。	防災安全室
○危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備等による対策を行います。	建設課
○一時集積配分拠点の指定等によって円滑な要員・物資等の緊急輸送を確保し、迅速な災害応急対策の実施に取り組みます。	防災安全室 総務課

(2) 国土保全



【総合的な水害対策の推進】

施策の内容	担当課
○浸水想定区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。	健康福祉課 防災安全室
○平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。	防災安全室 建設課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。	建設課
○浸水被害の防止・軽減のため、雨水排水路による浸水対策を進めます。	建設課
○対策に従事する職員や町民に対して、水害災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。	防災安全室
○国土交通省が作成した洪水浸水区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、町民へ周知徹底を行います。	防災安全室
○浸水区域内に存する公共施設について、避難所及び災害対策拠点となる施設の浸水区域外へ移転整備を検討します。	防災安全室

## 【総合的な土砂災害対策の推進】

施策の内容	担当課
○土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。	健康福祉課 防災安全室
○対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。	防災安全室
○森林整備事業等を実施して森林の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図ります。	農林課
○山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん提及び溪流保全工事等の事業の促進を図ります。	建設課
○亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象がみられる地区については、調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図ります。	建設課
○災害予防上必要度の高いものから、ため池の改修・補強事業を順次実施します。	建設課
○急傾斜地崩壊危険区域の改良を実施します。	建設課
○傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等が起きないように、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等の安全対策の指導を行います。また、崩壊の危険のある既存の土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導します。	建設課
○必要に応じて計画を策定するとともに、山地に起因する災害等の被害を最小限に防止するよう努めます。	建設課

## 重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
雨水排水路による浸水対策達成率 浸水対策完了済み面積（ha）／浸水対策を実施すべき面積（ha）	42.1%（R7）	58.6%（R11）
浸水区域・土砂災害警戒区域内にある 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	100%（R7）	100%（R11）

【河川構造物の整備】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○兼山ダム、丸山ダムの調査・点検を行います。	建設課 防災安全室
○平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。	防災安全室
○河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修、新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。	建設課
○排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆積土砂の除去などの維持管理に努めます。	建設課

【地盤の液状化対策】

施策の内容	担当課
○埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成します。	建設課
○優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。	建設課
○各種液状化対策工法の普及を図ります。	建設課

(3) 農林水産



【農業水利施設の整備】

施策の内容	担当課
○秩序ある農地地用を図り、優良農地の確保、保全に努めます。	農林課
○農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。	建設課

【農地防災】

施策の内容	担当課
○風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。	建設課
○耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施します。	建設課

【農業用ため池の防災対策の推進】

施策の内容	担当課
○斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。	建設課

【森林保全の推進】

施策の内容	担当課
○森林施業を促進するとともに、間伐や複層林植栽などの整備を行い、森林の保全及び育成に努めます。	農林課
○林道や作業道の整備、森林施業の実施計画の集約化、人工林環境整備の促進、森林組合を中核とした生産活動の推進を行います。	農林課 建設課

【災害に強い森林づくり】

施策の内容	担当課
○地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進し、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備を実施します。	農林課 建設課
○森林の所有者（管理者）と災害対策用資機材等の整備・充実を図るとともに、森林組合等と連携して、自主的な森林保全管理活動を推進します。	農林課
○林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、林業従事者、入山者等への啓発の実施、標識板・立看板や防火水槽の設置に努めます。	農林課

(4) 都市・住宅／土地利用



【公共交通ネットワークの構築】

施策の内容	担当課
○八百津町地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークを構築します。	地域振興課
○災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを設定した運行手法を検討します。また、代替交通を確保するため、バスの連携体制を構築します。	地域振興課

【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の推進】

施策の内容	担当課
○八百津町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断に対する補助及び耐震補強工事に対する補助の実施や相談体制の整備、情報提供の充実等を行い、耐震化の促進を図ります。さらに、窓ガラス等の落下防止対策等が進むよう指導・啓発を行います。	建設課

【空き家対策等の推進】

施策の内容	担当課
○空き家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、八百津町空き家等対策計画に基づき、空き家の利活用や除去を進めます。また、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備など、総合的な空き家対策を推進します。	地域振興課 建設課

【帰宅困難者対策の推進】

施策の内容	担当課
○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促します。	防災安全室
○帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を行うとともに、企業、放送事業者、防災関係機関等から情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートや支援ステーション（コンビニエンスストア等）に関する情報提供に努めます。	防災安全室

**【被災住宅の支援】**

施策の内容	担当課
○災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去を行います。	建設課

**【査察・指導の強化】**

施策の内容	担当課
○消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務付けられている施設において、危険物の保守体制の確立に向けて、可茂消防本部の予防査察により、必要な指導を行います。	総務課 教育課

**【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】**

施策の内容	担当課
○大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組みます。	建設課

**【水源関連施設の整備推進等】**

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○渇水による被害の軽減のため、渇水時の対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成します。	農林課

**【水源の多様化】**

施策の内容	担当課
○水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力します。	水道環境課
○雨水・地下水等の有効活用を進めます。	水道環境課

**【市街地整備の促進】**

施策の内容	担当課
○主要道路等の骨格的な施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消等により、都市の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業や密集市街地（八百津市街地地区、対象地区は適宜見直し）の面的整備を促進します。	建設課

## 【ブロック塀等の倒壊防止対策】

施策の内容	担当課
○町民に対して、倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導します。	建設課

## 【移動の円滑化】

施策の内容	担当課
○国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保を進めます。	建設課
○歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進めます。	建設課

## 【地籍調査の推進】

施策の内容	担当課
○災害復旧の迅速化につなげるため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進します。	建設課

## 【防犯対策の推進】

施策の内容	担当課
○警察など関係機関と連携して、広報や啓発活動を通し、防犯に対する意識の向上を図ります。	防災安全室
○未設置地を含め防犯灯の整備を進めます。	建設課
○地域団体や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動の推進を図ります。	防災安全室

## 【文化財保護対策の推進】

施策の内容	担当課
○次世代に伝承文化を継承していくため、文化協会などの芸術・文化団体の育成や支援を行い、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、町民の芸術・文化活動への積極的な参加を促し、町民の芸術・文化への理解や意識向上を推進します。	教育課
○国の重要文化財である旧八百津発電所資料館の耐震化を検討し、維持管理に努めます。	教育課
○不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護・保存に努めます。また、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、毎年、文化財防災訓練を実施します。	教育課

【環境保全の推進】

施策の内容	担当課
○町の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進します。	農林課 建設課
○環境の維持のため、水質や悪臭の調査などを継続的に実施します。	水道環境課
○町民への広報・啓発を通して、環境意識の向上を図ります。また、町民が管理する緑地及び水辺について、地域団体による維持管理・活用などを促進します。	水道環境課

重要業績評価指標 (KPI)		
指標名	現状値	目標値
地籍調査(面積、進捗率)	34.0 km <sup>2</sup> (R7)	39.95 km <sup>2</sup> (R11)
	26.4% (R7)	31.0% (R11)
社会教育系施設の耐震改修率	0%(R7)	100%(R11)

(5) 保健医療・福祉



【災害医療体制の充実】

施策の内容	担当課
○町内外の医療機関と連携体制を構築するとともに、八百津町災害時医療救護計画に基づき、大規模災害における被災者の医療救護に対応します。	健康福祉課
○適切な医療サービスが受けられるよう、へき地診療所の維持存続に努めます。	健康福祉課
○大規模災害の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されるため、医療機関の協力のもと、八百津町災害時医療救護計画やマニュアルを策定するとともに、大規模災害時の医療救護体制を確立し、町民の安全確保と被害の軽減を図ります。	健康福祉課
○県が整備する、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを活用するため、操作等の研修・訓練に定期的に参加します。また、災害時の医療機関の機能の維持、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めます。	総務課
○医療機関と連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努めます。また、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義に関して、町民への普及・啓発に努めます。	健康福祉課 総務課
○県内の広範囲で被害が発生する可能性があることから、県外市町村等とも協定等を締結し、広域的な支援が受けられる体制を構築します。	防災安全室

【福祉避難所の運営体制の確保】

施策の内容	担当課
○一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。	健康福祉課 教育課 町民課

【資機材等の供給体制の整備】

施策の内容	担当課
○医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組みます。	健康福祉課
○医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。	総務課

【人材の確保とボランティアの活用】

施策の内容	担当課
○平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図ります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進めます。	総務課

【広域後方医療機関との連携】

施策の内容	担当課
○移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請します。また、移送予想人数を踏まえて関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。	健康福祉課

【感染症対策】

施策の内容	担当課
○岐阜県地震防災行動計画に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努めます。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案します。	健康福祉課
○事前に予防等の対策が可能なもの、罹患によるリスクの高い疾病については、予防接種等の実施を推進します。	健康福祉課
○生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等疫病が発生・蔓延する可能性が高まることから、多数の避難者を受入れ、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして防疫活動を実施します。	町民課 健康福祉課
○避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。	健康福祉課 防災安全室
○要配慮者利用施設での感染症について、対応を周知するとともに県と連携しながら支援体制、危機管理体制を整備します。	健康福祉課 町民課

## 【環境衛生対策】

施策の内容	担当課
○関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討します。	水道環境課
○災害時のし尿処理について、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めるとともに、仮設トイレの備蓄を進めます。	水道環境課 防災安全室
○災害時の遺体安置所について、事前に民間事業者の協力協定を締結し安置場所及び管理体制を整備するとともに、警察機関と連携して対応します。	水道環境課 健康福祉課

## 【災害時健康管理体制の整備】

施策の内容	担当課
○「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図り、避難所生活中等でも積極的な健康づくりの実践と習慣化を推進します。	町民課 健康福祉課
○保健所や消防、町内外の医療施設等との連携体制を充実し、平常時から健康管理体制を構築します。	健康福祉課

## 【障害福祉サービスの充実】

施策の内容	担当課
○障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療育を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。	健康福祉課

## 【避難所の防災機能・生活環境の向上】

施策の内容	担当課
○指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進めます。また、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進します。	防災安全室
○可能な限り良好な生活環境を確保するため、暑さ・寒さ対策として、保育園において空調設備を、小・中学校において空調や衛生機器等の整備等を進めます。	教育課
○保育園、学校、公民館などについて、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進します。	教育課

【避難所環境の充実】

施策の内容	担当課
○被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、施設管理者と事前に協議し、避難所マニュアルを策定します。	防災安全室
○避難所に指定した施設において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。	防災安全室

【被災動物等の対策】

施策の内容	担当課
○獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護、収容、救援等を行います。	水道環境課
○飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所隣接地に設置し、適正な環境の維持に努めます。	水道環境課 防災安全室

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
避難所等収容者数に応じた、マスクやアルコール消毒液等の衛生資材の備蓄数	マスク（避難所用） 2,000枚（R7） 消毒液0㍓（R7）	マスク（避難所用） 4,000枚（R11） 消毒液10㍓（R11）
福祉避難所の指定施設数	13か所（R7）	13か所（R11）

## (6) 産業



## 【商業事業者の支援体制強化】

施策の内容	担当課
○既存の商業事業者や団体の育成及び支援を強化します。	地域振興課
○観光客を商店街へ誘導する仕組みづくりや他市町村との交流によるイベント戦略を展開します。	地域振興課
○ふるさと納税によるPR戦略を行います。	地域振興課

## 【BCP等の策定支援】

施策の内容	担当課
○企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備します。	地域振興課
○商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。	地域振興課

## 【本社機能の誘致・企業立地の促進】

施策の内容	担当課
○企業ニーズの把握、設備投資に対する奨励金の交付、固定資産税の減免措置の適用、融資対象の拡大などの支援を継続します。	地域振興課 町民課
○再生可能エネルギー関連会社と連携して企業誘致を推進します。	地域振興課

## 【観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進】

施策の内容	担当課
○大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、HP・SNS等のITを活用しながら、観光PRの強化や、正確な情報の発信に努めます。	地域振興課
○関係機関や他市町村とのつながりを強化するとともに、旅行会社などの民間企業との連携も検討し、観光体制の強化を図ります。	地域振興課

【観光施設等の自衛防災組織の整備・強化】

施策の内容	担当課
○観光施設の経営者または管理者は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進めます。	地域振興課
○観光客等多数の者が利用する施設・事業所など、災害が発生した場合に被害が拡大する可能性がある施設は、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図ります。	地域振興課

重要業績評価指標 (KPI)		
指標名	現状値	目標値
業務継続計画(BCP)の策定事業所数	5 (R7)	15 (R11)

(7) ライフライン・情報通信



【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

施策の内容	担当課
○国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進めます。	水道環境課
○災害時や渇水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。	水道環境課

【下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

施策の内容	担当課
○公共下水道事業区域では、地区全体を見据えた面的な整備事業を継続します。	水道環境課
○農業集落排水事業区域では、接続を推進するとともに、長寿命化を図ります。	水道環境課
○下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。	水道環境課

【飲料水の確保】

施策の内容	担当課
○被災地に近い水源地や給水栓から給水車・容器等を利用して給水拠点等に搬送供給する体制を整えます。	水道環境課

【食料供給体制の確保】

施策の内容	担当課
○JA・農地中間管理機構などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努めます。	農林課
○営農指導や共済事業の減収補てんにより、生産性の維持や継続を図るとともに、地産地消の仕組みづくりを推進します。	農林課

【電力の安定供給の確保】

施策の内容	担当課
○道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行います。	防災安全室
○電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。	防災安全室

【再生可能エネルギーの活用促進】

施策の内容	担当課
○電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備の導入を進めます。	地域振興課
○緊急時の電源供給設備として「G-FORCE」を設置（現在は防災センターに設置）し、水素ステーションの活用を進めます。	地域振興課
○避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努めます。	防災安全室

【通信機能の確保】

施策の内容	担当課
○災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行います。	防災安全室

【代替機能の確保】

施策の内容	担当課
○災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。	総務課 防災安全室 地域振興課 水道環境課

重要業績評価指標（KPI）		
指標名	現状値	目標値
非常用食料備蓄目標達成率	100%(R7)	100%(R11)
避難所指定施設への非常電源の整備数	16か所(R7)	21か所(R11)

(8) 行政機能



【災害初動対応力の強化】

施策の内容	担当課
○町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救護対策の調査、県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深めます。	防災安全室
○災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図ります。	防災安全室
○大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定して、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の寄宿舍等について検討を行い、多層的な体制の構築に取り組みます。	防災安全室
○専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。	防災安全室
○情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図るとともに、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。	防災安全室
○罹災証明書の交付が遅滞なく実施できるよう、業務実施体制の整備に努めるとともに、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。	健康福祉課 町民課 防災安全室

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

施策の内容	担当課
○石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるように努めます。	総務課

【非常用物資の備蓄促進】

施策の内容	担当課
○指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮します。	防災安全室
○必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。	防災安全室
○防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努めます。	防災安全室
○小・中学校における備蓄非常食購入（備蓄食料、アルファ米）を促進します。	教育課 防災安全室
○避難者への食糧の提供に備え、学校給食共同調理場の大規模改修を実施します。	教育課

【業務継続体制の整備】

施策の内容	担当課
○災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。また、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。	防災安全室
○災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。	防災安全室
○災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステム（分散保存）を行います。	総務課

## 【災害対策本部施設・整備】

施策の内容	担当課
○災害発生時に本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部が機能する代替施設（八百津町ファミリーセンター）を整備します。	教育課
○保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等を整備します。	総務課
○災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能を充実・強化します。	防災安全室

## 【災害対応力強化のための資機材整備】

施策の内容	担当課
○消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。	防災安全室
○情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図ります。	防災安全室
○可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図ります。	防災安全室
○大規模災害等に備え、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。	防災安全室

## 【広域連携の推進】

施策の内容	担当課
○災害の規模が大きい場合は町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、みのかも定住自立圏をはじめとする県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備します。	防災安全室

## 【相談窓口の設置】

施策の内容	担当課
○役場関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など身近なすべての関係機関が連携し、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の構築を促進します。	健康福祉課

【見守りネットワーク事業の推進】

施策の内容	担当課
○平成 25 (2013) 年度から実施している見守りネットワーク事業の協定事業所の増加を働きかけます。	健康福祉課

【災害危険箇所・安全な避難路等の周知】

施策の内容	担当課
○町民に危険箇所を周知し、安全な避難路等の把握を促すため、定期的にハザードマップの更新、配布を行います。	建設課

【消防体制の強化】

施策の内容	担当課
○地域の消防力を維持するために、青年や女性も含めた消防団員の確保・組織再編を図ります。	防災安全室
○消防力の一層の充実・効率化を図るため、八百津町消防団の教育訓練体制の充実に努めます。	防災安全室
○可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。	防災安全室

【複合災害発生リスクの周知・啓発】

施策の内容	担当課
○令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図ります。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図ります。	防災安全室

重要業績評価指標 (KPI)		
指標名	現状値	目標値
職員初動対応訓練の実施回数	1回/年 (R7)	1回/年 (R11)
防犯パトロール実施回数	2回/年 (R7)	2回/年 (R11)
消防団と可茂消防事務組合消防本部との合同訓練回数【可茂消防事務組合総合計画実施計画】	0回/年 (R7)	1回/年 (R11)

(9) 環境



【災害廃棄物対策の推進】

施策の内容	担当課
○災害廃棄物処理基本計画に基づき、がれき処分場の整備や維持管理、中小河川の水質検査や悪臭対策、臭気測定などを継続します。	水道環境課
○関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討を行います。	水道環境課
○大規模災害時に備え、広域的連携のもと、ごみやがれき、し尿等の処理体制の充実に努めます。	水道環境課

【河川に流出したごみ等の撤去】

施策の内容	担当課
○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時には流出したごみを適正に撤去・処分します。	建設課

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成



【防災教育の推進】

施策の内容	担当課
○学校において、防災教育のための指導時間などを確保し、防災教育の充実に努めます。	教育課 防災安全室
○学校における防災教育の一環として「出前講座」を実施します。	教育課 防災安全室
○県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進めます。	防災安全室
○職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進します。	防災安全室
○地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、関連資料を広く収集・整理し、適切に保存します。収集した資料を広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援します。	防災安全室

【地域防災力の向上】

施策の内容	担当課
○町民が速やかに安全な場所に避難できるよう、各種ハザードマップの作成・公表・周知及び火災予防・地震対策等の防災知識の普及を行います。	建設課 防災安全室
○図上訓練などを取り入れた防災訓練を実施し、避難体制の向上に努めます。	防災安全室

【要配慮者支援の実施】

施策の内容	担当課
○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。	健康福祉課 教育課 防災安全室
○要配慮者に十分配慮した緊急通報システムなど、情報提供設備の導入・普及を図ります。	健康福祉課
○一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態を把握し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。	健康福祉課

【コミュニティ活動の担い手育成】

施策の内容	担当課
○民生児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進めます。	健康福祉課
○自主防災組織の整備や活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備、リーダーの育成、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。	防災安全室
○八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進します。	健康福祉課
○災害発生時には、地域で助け合いながら避難行動等が行えるよう、関係者間で要配慮者情報の共有などを平常時から実施します。	健康福祉課

## 【防災人材の育成】

施策の内容	担当課
○効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行うとともに、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。	防災安全室
○防災意識の高揚や地域の防災力の強化のため、自主防災組織の拡充や防災リーダーの育成などの支援を行います。	防災安全室
○みのかも定住自立圏の枠組みで、防災士および防災リーダーを広域で養成します。	防災安全室 総務課
○中高生を対象に防災士の資格取得を支援します。	防災安全室
○自治会等が共助の考え方のもと、災害時に適切な対応がとれるよう、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等の取り組みを支援します。	防災安全室

## 【地域生活支援拠点等の機能の充実】

施策の内容	担当課
○緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等拠点機能の充実を図ります。	健康福祉課

## 重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
社会福祉協議会と連携したボランティアセンター開設訓練の実施	1回/年(R7)	1回/年(R11)
福祉ボランティア団体	21団体(R7)	24団体(R11)
避難行動要支援者名簿登録・配布同意率	48.9%(R7)	90.0%(R11)
防災訓練及び防災講座等参加者数	344人(R7)	200人(R11)
自主防災組織数	37組織(R7)	35組織(R11)
防災士・防災リーダーの登録者数	防災士71名 防災リーダー47名 (R7)	防災士70名 防災リーダー50名 (R11)
小中学校における防災教育実施回数	1回/年(R7)	1回/年(R11)

(11) 官民連携



【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

施策の内容	担当課
○災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置します。	防災安全室
○民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結びます。	防災安全室
○国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関と訓練を実施します。	防災安全室

【救出救助に係る連携体制の強化】

施策の内容	担当課
○国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めます。	防災安全室
○地震による建物の崩壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等を整備し、その点検・保全に努めます。	防災安全室
○大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進します。	防災安全室
○広域市町村と連携し、施設・設備の充実等を行うことにより、可茂消防事務組合消防本部の常備消防や救急体制の一層の充実に努めます。	防災安全室
○消防機関と連携して、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施します。	防災安全室
○県外から派遣される多数の警察、消防等の救助部隊を受け入れるための拠点の整備と対応する災害に応じて浸水防止・土砂災害に対する安全確保を行います。	防災安全室

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築】

施策の内容	担当課
○日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体と連携し、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努めます。	総務課 健康福祉課 防災安全室
○八百津町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターの養成を行います。	総務課 健康福祉課 防災安全室
○町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図ります。	総務課 健康福祉課 防災安全室

重要業績評価指標 (KPI)		
指標名	現状値	目標値
備蓄倉庫の設置箇所数	6か所(R7)	7か所(R11)
対策が脆弱な運送分野等を補完するための 防災関係機関等との協定締結数	0件(R7)	2件(R11)

## (12) メンテナンス・老朽化対策



### 【公共施設の維持・修繕・管理】

施策の内容	担当課
○八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設（保育園、保健センター、小学校、中学校、公民館、スポーツ施設等）の修繕又は建替え、撤去を進めます。	健康福祉課 教育課
○既存町営住宅の計画的な維持管理・更新を行うとともに、新たに建設する場合は、可能な限り不燃構造とします。	建設課

### 【道路施設の維持管理】

施策の内容	担当課
○高度経済成長期以降に整備された道路施設の老朽化が進行していることから、道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。	建設課

### 【被災建築物の応急危険度判定体制の整備】

施策の内容	担当課
○地震により被災した建築物及び宅地が二次災害に対して安全であるか判定を行う技術者を確保するため、平常時から技術の向上などに努めます。	建設課

## (13) デジタル等新技術活用



## 【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

施策の内容	担当課
○地域ごとに被害想定を作成し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行います。	建設課
○ドローンを活用した災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握ができるよう、職員の研修等を行います。	防災安全室
○言語、生活習慣、防火意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとします。	防災安全室
○防災教育・防災訓練の実施、インターネットやSNSなど多様な手段を用いた多言語による災害情報の提供を行います。	防災安全室

## 【防災情報通信システムの維持管理】

施策の内容	担当課
○移動系防災行政無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。	防災安全室
○防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。	防災安全室

## 【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

施策の内容	担当課
○障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた字幕表示システムなど多様な方法による情報提供サービスを充実させます。	健康福祉課 総務課

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

施策の内容	担当課
○災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図ります。	防災安全室
○災害時の町民への情報伝達に、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立します。テレビ局やラジオ局と連携し、そのデジタル化の進捗などに合わせ、情報提供の充実を図ります。	防災安全室
○防災拠点や避難所での利用も視野に入れ、Wi-Fi 環境整備の充実を図ります。	総務課
○平常時からダム施設管理者との連携を強化し、ダム放流警報の町民への伝達は、防災無線・すぐメール・ホームページの活用により広報を徹底します。	防災安全室
○緊急時に備えて、河川管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。	建設課

【防災・災害対応に必要な通信インフラの整備】

施策の内容	担当課
○災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図ります。	防災安全室
○超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図ります。	防災安全室
○消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。	防災安全室

【減災・防災データの活用】

施策の内容	担当課
○災害に関わる気象情報を速やかに把握するため、河川情報センター岐阜県防災情報通信システム、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報や岐阜地方気象台の気象情報を活用します。	防災安全室
○同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、その有効利用に努めます。	防災安全室

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
防災行政無線のデジタル化率	100% (R7)	100% (R11)
防災拠点・避難所施設へのWi-Fi 整備数	8 か所 (R7)	10 か所 (R11)

## 第6章 計画の推進

### 1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化対策を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画では、前計画における施策評価を行い、重点化すべき対応施策を設定しました。これにより、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとします。

【重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目
(1) 交通・物流	・ 主要幹線道路等輸送路の確保
	・ 孤立集落の発生に備えたネットワークの確保
(2) 国土保全	・ 河川構造物の整備
	・ 地盤の液状化対策
(3) 農林水産	・ 森林保全の推進
	・ 農業水利施設の整備
	・ 農地防災
	・ 災害に強い森林づくり
(4) 都市・住宅／土地利用	・ 市街地整備の促進
	・ 移動の円滑化
	・ 査察・指導の強化
	・ 被災住宅の支援
	・ 水源関連施設の整備推進等
(5) 保健医療・福祉	・ 感染症対策
	・ 資機材等の供給体制の整備
(7) ライフライン・情報通信	・ 再生可能エネルギーの活用促進
	・ 下水道施設の耐震・老朽化対策の推進
	・ 通信機能の確保
(8) 行政機能	・ 支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化
(9) 環境	・ 河川に流出したごみ等の撤去
(10) リスクコミュニケーション／ 防災教育・人材育成	・ 要配慮者支援の実施
	・ 防災人材の育成
(11) 官民連携	・ 支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化

## 2 計画の見直し

---

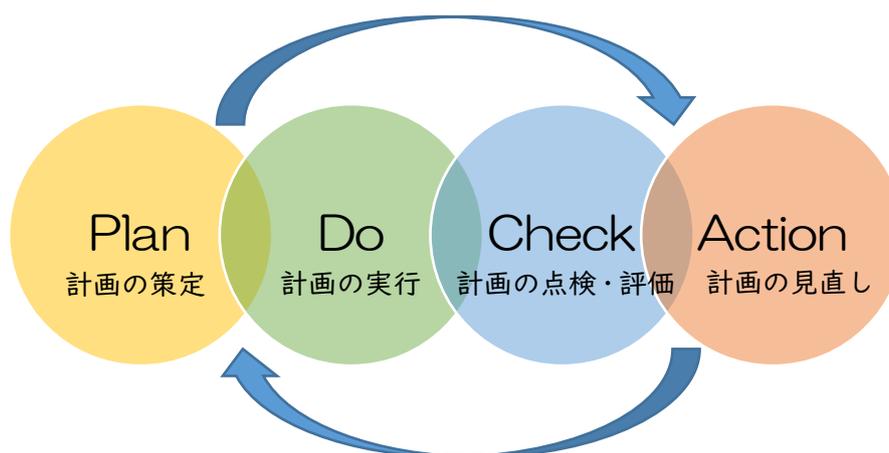
本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国・県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施します。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

地域防災計画など国土強靱化に係る本町の関連計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

また、施策については、重要業績評価指標（KPI）を設定し、検証・改善を図る仕組みとしてPDCAサイクルを運用します。

【計画のPDCAサイクル】



## 資料編

## I 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- ①巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

## 【公共施設の維持・修繕・管理】

施策の内容	担当課
○八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設（保育園、保健センター、小学校、中学校、公民館、スポーツ施設等）の修繕又は建替え、撤去を進めます。	健康福祉課 教育課
○既存町営住宅の計画的な維持管理・更新を行うとともに、新たに建設する場合は、可能な限り不燃構造とします。	建設課

## 【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の推進】

施策の内容	担当課
○八百津町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断に対する補助及び耐震補強工事に対する補助の実施や相談体制の整備、情報提供の充実等を行い、耐震化の促進を図ります。さらに、窓ガラス等の落下防止対策等が進むよう指導・啓発を行います。	建設課

## 【被災建築物の応急危険度判定体制の整備】

施策の内容	担当課
○地震により被災した建築物及び宅地が二次災害に対して安全であるか判定を行う技術者を確保するため、平常時から技術の向上などに努めます。	建設課

## 【空き家対策等の推進】

施策の内容	担当課
○空き家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、八百津町空き家等対策計画に基づき、空き家の利活用や除去を進めます。また、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備など、総合的な空き家対策を推進します。	地域振興課 建設課

【主要幹線道路等輸送路の確保】

施策の内容	担当課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。	建設課
○町道については、町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、その整備を計画的かつ効率的に推進します。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。	建設課
○地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。	建設課

【市街地整備の促進】

施策の内容	担当課
○主要道路等の骨格的な施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消等により、都市の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業や密集市街地（八百津市街地地区、対象地区は適宜見直し）の面的整備を促進します。	建設課

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

施策の内容	担当課
○町民に対して、倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導します。	建設課

【移動の円滑化】

施策の内容	担当課
○国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保を進めます。	建設課
○歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進めます。	建設課

## 【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

施策の内容	担当課
○地域ごとに被害想定を作成し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行います。	建設課
○ドローンを活用した災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握ができるよう、職員の研修等を行います。	防災安全室
○言語、生活習慣、防火意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとします。	防災安全室
○防災教育・防災訓練の実施、インターネットやSNSなど多様な手段を用いた多言語による災害情報の提供を行います。	防災安全室

## 【査察・指導の強化】

施策の内容	担当課
○消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務付けられている施設において、危険物の保守体制の確立に向けて、可茂消防本部の予防査察により、必要な指導を行います。	総務課 教育課

②集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【総合的な水害対策の推進】

施策の内容	担当課
○浸水想定区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。	健康福祉課 防災安全室
○平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。	防災安全室 建設課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。	建設課
○浸水被害の防止・軽減のため、雨水排水路による浸水対策を進めます。	建設課
○対策に従事する職員や町民に対して、水害災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。	防災安全室
○国土交通省が作成した洪水浸水区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、町民へ周知徹底を行います。	防災安全室
○浸水区域内に存する公共施設について、避難所及び災害対策拠点となる施設の浸水区域外へ移転整備を検討します。	防災安全室

## ③大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

## 【総合的な土砂災害対策の推進】

施策の内容	担当課
○土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。	健康福祉課 防災安全室
○対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。	防災安全室
○森林整備事業等を実施して森林の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図ります。	農林課
○山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん提及び溪流保全工事等の事業の促進を図ります。	建設課
○亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象がみられる地区については、調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図ります。	建設課
○災害予防上必要度の高いものから、ため池の改修・補強事業を順次実施します。	建設課
○急傾斜地崩壊危険区域の改良を実施します。	建設課
○傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等が起きないように、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等の安全対策の指導を行います。また、崩壊の危険のある既存の土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導します。	建設課
○必要に応じて計画を策定するとともに、山地に起因する災害等の被害を最小限に防止するよう努めます。	建設課

- ④避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

【防災情報通信システムの維持管理】

施策の内容	担当課
○移動系防災行政無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。	防災安全室
○防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。	防災安全室

【要配慮者支援の実施】

施策の内容	担当課
○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。	健康福祉課 教育課 防災安全室
○要配慮者に十分配慮した緊急通報システムなど、情報提供設備の導入・普及を図ります。	健康福祉課
○一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態を把握し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。	健康福祉課

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

施策の内容	担当課
○障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた字幕表示システムなど多様な方法による情報提供サービスを充実させます。	健康福祉課 総務課

## 【災害危険箇所・安全な避難路等の周知】

施策の内容	担当課
○町民に危険箇所を周知し、安全な避難路等の把握を促すため、定期的にハザードマップの更新、配布を行います。	建設課

## 【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

施策の内容	担当課
○災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図ります。	防災安全室
○災害時の町民への情報伝達に、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立します。テレビ局やラジオ局と連携し、そのデジタル化の進捗などに合わせ、情報提供の充実を図ります。	防災安全室
○防災拠点や避難所での利用も視野に入れ、Wi-Fi環境整備の充実を図ります。	総務課
○平常時からダム施設管理者との連携を強化し、ダム放流警報の町民への伝達は、防災無線・すぐメール・ホームページの活用により広報を徹底します。	防災安全室
○緊急時に備えて、河川管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。	建設課

## 【減災・防災データの活用】

施策の内容	担当課
○災害に関わる気象情報を速やかに把握するため、河川情報センター岐阜県防災情報通信システム、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報や岐阜地方気象台の気象情報を活用します。	防災安全室
○同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、その有効利用に努めます。	防災安全室

### 【防災人材の育成】

施策の内容	担当課
○効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行うとともに、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。	防災安全室
○防災意識の高揚や地域の防災力の強化のため、自主防災組織の拡充や防災リーダーの育成などの支援を行います。	防災安全室
○みのかも定住自立圏の枠組みで、防災士および防災リーダーを広域で養成します。	防災安全室 総務課
○中高生を対象に防災士の資格取得を支援します。	防災安全室
○自治会等が共助の考え方のもと、災害時に適切な対応がとれるよう、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等の取り組みを支援します。	防災安全室

### 【防災教育の推進】

施策の内容	担当課
○学校において、防災教育のための指導時間などを確保し、防災教育の充実に努めます。	教育課 防災安全室
○学校における防災教育の一環として「出前講座」を実施します。	教育課 防災安全室
○県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進めます。	防災安全室
○職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進します。	防災安全室
○地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、関連資料を広く収集・整理し、適切に保存します。収集した資料を広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援します。	防災安全室

### 【地域防災力の向上】

施策の内容	担当課
○町民が速やかに安全な場所に避難できるよう、各種ハザードマップの作成・公表・周知及び火災予防・地震対策等の防災知識の普及を行います。	建設課 防災安全室
○図上訓練などを取り入れた防災訓練を実施し、避難体制の向上に努めます。	防災安全室

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

①被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【非常用物資の備蓄促進】

施策の内容	担当課
○指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮します。	防災安全室
○必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。	防災安全室
○防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努めます。	防災安全室
○小・中学校における備蓄非常食購入（備蓄食料、アルファ米）を促進します。	教育課 防災安全室
○避難者への食糧の提供に備え、学校給食共同調理場の大規模改修を実施します。	教育課

#### 【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

施策の内容	担当課
○国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進めます。	水道環境課
○災害時や渇水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。	水道環境課

#### 【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

施策の内容	担当課
○災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置します。	防災安全室
○民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結びます。	防災安全室
○国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関と訓練を実施します。	防災安全室

【電力の安定供給の確保】

施策の内容	担当課
○道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行います。	防災安全室
○電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。	防災安全室

【帰宅困難者対策の推進】

施策の内容	担当課
○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促します。	防災安全室
○帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を図るとともに、企業、放送事業者、防災関係機関等から情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートや支援ステーション（コンビニエンスストア等）に関する情報提供に努めます。	防災安全室

【再生可能エネルギーの活用促進】

施策の内容	担当課
○電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備の導入を進めます。	地域振興課
○緊急時の電源供給設備として「G-FORCE」を設置（現在は防災センターに設置）し、水素ステーションの活用を進めます。	地域振興課
○避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努めます。	防災安全室

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

施策の内容	担当課
○石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるように努めます。	総務課

【代替機能の確保】

施策の内容	担当課
○災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。	総務課 防災安全室 地域振興課 水道環境課

## ②多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

## 【孤立集落の発生に備えたネットワークの確保】

施策の内容	担当課
○孤立集落となる可能性がある地域については、非常用通信の整備、ヘリポートの確保、食料品等の備蓄等による対策を行います。	防災安全室
○危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備等による対策を行います。	建設課
○一時集積配分拠点の指定等によって円滑な要員・物資等の緊急輸送を確保し、迅速な災害応急対策の実施に取り組みます。	防災安全室 総務課

## ③警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

## 【災害対応力強化のための資機材整備】

施策の内容	担当課
○消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。	防災安全室
○情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図ります。	防災安全室
○可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図ります。	防災安全室
○大規模災害等に備え、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。	防災安全室

【救出救助に係る連携体制の強化】

施策の内容	担当課
○国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めます。	防災安全室
○地震による建物の崩壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等を整備し、その点検・保全に努めます。	防災安全室
○大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進します。	防災安全室
○広域市町村と連携し、施設・設備の充実等を図ることにより、可茂消防事務組合消防本部の常備消防や救急体制の一層の充実に努めます。	防災安全室
○消防機関と連携して、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施します。	防災安全室
○県外から派遣される多数の警察、消防等の救助部隊を受け入れるための拠点の整備と対応する災害に応じて浸水防止・土砂災害に対する安全確保を行います。	防災安全室

【消防体制の強化】

施策の内容	担当課
○地域の消防力を維持するために、青年や女性も含めた消防団員の確保・組織再編を図ります。	防災安全室
○消防力の一層の充実・効率化を図るため、八百津町消防団の教育訓練体制の充実に努めます。	防災安全室
○可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。	防災安全室

## ④医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

## 【災害医療体制の充実】

施策の内容	担当課
○町内外の医療機関と連携体制を構築するとともに、八百津町災害時医療救護計画に基づき、大規模災害における被災者の医療救護に対応します。	健康福祉課
○適切な医療サービスが受けられるよう、へき地診療所の維持存続に努めます。	健康福祉課
○大規模災害の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されるため、医療機関の協力のもと、八百津町災害時医療救護計画やマニュアルを策定するとともに、大規模災害時の医療救護体制を確立し、町民の安全確保と被害の軽減を図ります。	健康福祉課
○県が整備する、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを活用するため、操作等の研修・訓練に定期的に参加します。また、災害時の医療機関の機能の維持、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めます。	総務課
○医療機関と連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努めます。また、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義に関して、町民への普及・啓発に努めます。	健康福祉課 総務課
○県内の広範囲で被害が発生する可能性があることから、県外市町村等とも協定等を締結し、広域的な支援が受けられる体制を構築します。	防災安全室

## 【福祉避難所の運営体制の確保】

施策の内容	担当課
○一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。	健康福祉課 教育課 町民課

## 【資機材等の供給体制の整備】

施策の内容	担当課
○医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組みます。	健康福祉課
○医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。	総務課

【人材の確保とボランティアの活用】

施策の内容	担当課
○平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図ります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進めます。	総務課

【広域後方医療機関との連携】

施策の内容	担当課
○移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請します。また、移送予想人数を踏まえて関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。	健康福祉課

⑤被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【感染症対策】

施策の内容	担当課
○岐阜県地震防災行動計画に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努めます。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案します。	健康福祉課
○事前に予防等の対策が可能なもの、罹患によるリスクの高い疾病については、予防接種等の実施を推進します。	健康福祉課
○生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等疫病が発生・蔓延する可能性が高まることから、多数の避難者を受入れ、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして防疫活動を実施します。	町民課 健康福祉課
○避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。	健康福祉課 防災安全室
○要配慮者利用施設での感染症について、対応を周知するとともに県と連携しながら支援体制、危機管理体制を整備します。	健康福祉課 町民課

## 【環境衛生対策】

施策の内容	担当課
○関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討します。	水道環境課
○災害時のし尿処理について、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めるとともに、仮設トイレの備蓄を進めます。	水道環境課 防災安全室
○災害時の遺体安置所について、事前に民間事業者の協力協定を締結し安置場所及び管理体制を整備するとともに、警察機関と連携して対応します。	水道環境課 健康福祉課

⑥劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

## 【災害時健康管理体制の整備】

施策の内容	担当課
○「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図り、避難所生活中等でも積極的な健康づくりの実践と習慣化を推進します。	町民課 健康福祉課
○保健所や消防、町内外の医療施設等との連携体制を充実し、平常時から健康管理体制を構築します。	健康福祉課

## 【障害福祉サービスの充実】

施策の内容	担当課
○障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療育を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。	健康福祉課

## 【避難所の防災機能・生活環境の向上】

施策の内容	担当課
○指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進めます。また、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進します。	防災安全室
○可能な限り良好な生活環境を確保するため、暑さ・寒さ対策として、保育園において空調設備を、小・中学校において空調や衛生機器等の整備等を進めます。	教育課
○保育園、学校、公民館などについて、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進します。	教育課

【避難所環境の充実】

施策の内容	担当課
○被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、施設管理者と事前に協議し、避難所マニュアルを策定します。	防災安全室
○避難所に指定した施設において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。	防災安全室

【被災住宅の支援】

施策の内容	担当課
○災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去を行います。	建設課

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

施策の内容	担当課
○大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組みます。	建設課

## (3) 必要不可欠な行政機能を確保する

## ① 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

## 【災害初動対応力の強化】

施策の内容	担当課
○町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救護対策の調査、県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深めます。	防災安全室
○災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図ります。	防災安全室
○大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定して、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の寄宿舍等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組みます。	防災安全室
○専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。	防災安全室
○情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図るとともに、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。	防災安全室
○罹災証明書の交付が遅滞なく実施できるよう、業務実施体制の整備に努めるとともに、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。	健康福祉課 町民課 防災安全室

## 【業務継続体制の整備】

施策の内容	担当課
○災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。また、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。	防災安全室
○災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するように、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。	防災安全室
○災害後においても確実に業務を継続できるように、個人情報を含む住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステム（分散保存）を行います。	総務課

【災害対策本部施設・整備】

施策の内容	担当課
○災害発生時に本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部が機能する代替施設（八百津町ファミリーセンター）を整備します。	教育課
○保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等を整備します。	総務課
○災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能を充実・強化します。	防災安全室

【広域連携の推進】

施策の内容	担当課
○災害の規模が大きい場合は町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、みのかも定住自立圏をはじめとする県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備します。	防災安全室

②被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【相談窓口の設置】

施策の内容	担当課
○役場関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など身近なすべての関係機関が連携し、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の構築を促進します。	健康福祉課

【見守りネットワーク事業の推進】

施策の内容	担当課
○平成 25 (2013) 年度から実施している見守りネットワーク事業の協定事業所の増加を働きかけます。	健康福祉課

【防犯対策の推進】

施策の内容	担当課
○警察など関係機関と連携して、広報や啓発活動を通し、防犯に対する意識の向上を図ります。	防災安全室
○未設置地を含め防犯灯の整備を進めます。	建設課
○地域団体や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動の推進を図ります。	防災安全室

## (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

## ①防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

## 【防災・災害対応に必要な通信インフラの整備】

施策の内容	担当課
○災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図ります。	防災安全室
○超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図ります。	防災安全室
○消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。	防災安全室

## 【通信機能の確保】

施策の内容	担当課
○災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行います。	防災安全室

(5) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

- ① サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【商業事業者の支援体制強化】

施策の内容	担当課
○既存の商業事業者や団体の育成及び支援を強化します。	地域振興課
○観光客を商店街へ誘導する仕組みづくりや他市町村との交流によるイベント戦略を展開します。	地域振興課
○ふるさと納税によるPR戦略を行います。	地域振興課

【BCP等の策定支援】

施策の内容	担当課
○企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備します。	地域振興課
○商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。	地域振興課

【本社機能の誘致・企業立地の促進】

施策の内容	担当課
○企業ニーズの把握、設備投資に対する奨励金の交付、固定資産税の減免措置の適用、融資対象の拡大などの支援を継続します。	地域振興課 町民課
○再生可能エネルギー関連会社と連携して企業誘致を推進します。	地域振興課

【観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進】

施策の内容	担当課
○大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、HP・SNS等のITを活用しながら、観光PRの強化や、正確な情報の発信に努めます。	地域振興課
○関係機関や他市町村とのつながりを強化するとともに、旅行会社などの民間企業との連携も検討し、観光体制の強化を図ります。	地域振興課

## 【観光施設等の自衛防災組織の整備・強化】

施策の内容	担当課
○観光施設の経営者または管理者は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進めます。	地域振興課
○観光客等多数の者が利用する施設・事業所など、災害が発生した場合に被害が拡大する可能性がある施設は、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図ります。	地域振興課

②幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

## 【緊急輸送道路ネットワークの確保】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。	建設課
○地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。	建設課
○大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。	建設課 防災安全室

## 【道路施設の維持管理】

施策の内容	担当課
○高度経済成長期以降に整備された道路施設の老朽化が進行していることから、道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。	建設課

### ③食料や物資の供給の途絶

#### 【飲料水の確保】

施策の内容	担当課
○被災地に近い水源地や給水栓から給水車・容器等を利用して給水拠点等に搬送供給する体制を整えます。	水道環境課

#### 【食料供給体制の確保】

施策の内容	担当課
○JA・農地中間管理機構などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努めます。	農林課
○営農指導や共済事業の減収補てんにより、生産性の維持や継続を図るとともに、地産地消の仕組みづくりを推進します。	農林課

#### 【農業水利施設の整備】

施策の内容	担当課
○秩序ある農地地用を図り、優良農地の確保、保全に努めます。	農林課
○農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。	建設課

(6) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

① ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

施策の内容	担当課
○公共下水道事業区域では、地区全体を見据えた面的な整備事業を継続します。	水道環境課
○農業集落排水事業区域では、接続を推進するとともに、長寿命化を図ります。	水道環境課
○下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。	水道環境課

② 地域交通ネットワークの分断

【公共交通ネットワークの構築】

施策の内容	担当課
○八百津町地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークを構築します。	地域振興課
○災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを設定した運行手法を検討します。また、代替交通を確保するため、バスの連携体制を構築します。	地域振興課

③ 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【水源関連施設の整備推進等】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○渇水による被害の軽減のため、渇水時の対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成します。	農林課

【水源の多様化】

施策の内容	担当課
○水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力します。	水道環境課
○雨水・地下水等の有効活用を進めます。	水道環境課

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

①ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業用ため池の防災対策の推進】

施策の内容	担当課
○斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。	建設課

【河川構造物の整備】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○兼山ダム、丸山ダムの調査・点検を行います。	建設課 防災安全室
○平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。	防災安全室
○河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修、新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。	建設課
○排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆積土砂の除去などの維持管理に努めます。	建設課

②農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地防災】

施策の内容	担当課
○風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。	建設課
○耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施します。	建設課

## 【森林保全の推進】

施策の内容	担当課
○森林施業を促進するとともに、間伐や複層林植栽などの整備を行い、森林の保全及び育成に努めます。	農林課
○林道や作業道の整備、森林施業の実施計画の集約化、人工林環境整備の促進、森林組合を中核とした生産活動の推進を行います。	農林課 建設課

## 【災害に強い森林づくり】

施策の内容	担当課
○地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進し、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備を実施します。	農林課 建設課
○森林の所有者（管理者）と災害対策用資機材等の整備・充実を図るとともに、森林組合等と連携して、自主的な森林保全管理活動を推進します。	農林課
○林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、林業従事者、入山者等への啓発の実施、標識板・立看板や防火水槽の設置に努めます。	農林課

③地震後の豪雨災害等の複合災害による逃げ遅れや死傷者の発生

## 【複合災害発生リスクの周知・啓発】

施策の内容	担当課
○令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図ります。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図ります。	防災安全室

(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物対策の推進】

施策の内容	担当課
○災害廃棄物処理基本計画に基づき、がれき処分場の整備や維持管理、中小河川の水質検査や悪臭対策、臭気測定などを継続します。	水道環境課
○関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討を行います。	水道環境課
○大規模災害時に備え、広域的連携のもと、ごみやがれき、し尿等の処理体制の充実に努めます。	水道環境課

【河川に流出したごみ等の撤去】

施策の内容	担当課
○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時には流出したごみを適正に撤去・処分します。	建設課

②人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【コミュニティ活動の担い手育成】

施策の内容	担当課
○民生児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進めます。	健康福祉課
○自主防災組織の整備や活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備、リーダーの育成、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。	防災安全室
○八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進します。	健康福祉課
○災害発生時には、地域で助け合いながら避難行動等が行えるよう、関係者間で要配慮者情報の共有などを平常時から実施します。	健康福祉課

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

施策の内容	担当課
○緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等拠点機能の充実に努めます。	健康福祉課

## 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築】

施策の内容	担当課
○日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体と連携し、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努めます。	総務課 健康福祉課 防災安全室
○八百津町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターの養成を行います。	総務課 健康福祉課 防災安全室
○町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図ります。	総務課 健康福祉課 防災安全室

## ③幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

## 【道路ネットワーク整備】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。	建設課
○町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、町道整備を計画的かつ効率的に推進します。	建設課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。	建設課
○地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。	建設課
○大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。	建設課 防災安全室

【地盤の液状化対策】

施策の内容	担当課
○埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成します。	建設課
○優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。	建設課
○各種液状化対策工法の普及を図ります。	建設課

- ④貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【環境保全の推進】

施策の内容	担当課
○町の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進します。	農林課 建設課
○環境の維持のため、水質や悪臭の調査などを継続的に実施します。	水道環境課
○町民への広報・啓発を通して、環境意識の向上を図ります。また、町民が管理する緑地及び水辺について、地域団体による維持管理・活用などを促進します。	水道環境課

【地籍調査の推進】

施策の内容	担当課
○災害復旧の迅速化につなげるため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進します。	建設課

【被災動物等の対策】

施策の内容	担当課
○獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護、収容、救援等を行います。	水道環境課
○飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所隣接地に設置し、適正な環境の維持に努めます。	水道環境課 防災安全室

## 【文化財保護対策の推進】

施策の内容	担当課
○次世代に伝承文化を継承していくため、文化協会などの芸術・文化団体の育成や支援を行い、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、町民の芸術・文化活動への積極的な参加を促し、町民の芸術・文化への理解や意識向上を推進します。	教育課
○国の重要文化財である旧八百津発電所資料館の耐震化を検討し、維持管理に努めます。	教育課
○不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護・保存に努めます。また、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、毎年、文化財防災訓練を実施します。	教育課

## 2 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- ①巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

### 【公共施設の維持・修繕・管理】

施策の内容	担当課
○八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設（保育園、保健センター、小学校、中学校、公民館、スポーツ施設等）の修繕又は建替え、撤去を進める必要があります。	健康福祉課 教育課
○老朽化が進んでいる住宅が多いため、既存町営住宅の計画的な維持管理・更新を行う必要があります。	建設課

### 【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の推進】

施策の内容	担当課
○八百津町耐震改修促進計画に基づき、各種補助の実施や相談体制の整備、情報提供の充実等を行う必要があります。また、窓ガラス等の落下防止対策を進める必要があります。	建設課

### 【被災建築物の応急危険度判定体制の整備】

施策の内容	担当課
○応急危険度判定士養成講習会を実施するなど、地震により被災した建築物及び宅地が二次災害に対して安全であるか判定を行う技術者を確保する必要があります。	建設課

### 【空き家対策等の推進】

施策の内容	担当課
○空き家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家バンクを活用した空き家の利活用や除去を進める必要があります。	地域振興課 建設課

【主要幹線道路等輸送路の確保】

施策の内容	担当課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。	建設課
○道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。また、洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。	建設課

【市街地整備の促進】

施策の内容	担当課
○都市の防災機能の向上を図るため、主要道路等の骨格的な施設の整備や老朽木造住宅密集地の解消等を行う必要があります。	建設課

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

施策の内容	担当課
○町民に対して、倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導する必要があります。	建設課

【移動の円滑化】

施策の内容	担当課
○国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道を確保する必要があります。	建設課
○歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進める必要があります。	建設課

【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

施策の内容	担当課
○地域ごとに被害想定を策定し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、土砂災害・洪水ハザードマップ等による町民への周知・徹底を行う必要があります。	建設課
○ドローンを活用し、災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握、調査を実施する必要があります。	防災安全室
○言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとする必要があります。	防災安全室
○防災教育・防災訓練の実施、インターネットやSNSなど多様な手段を用いた多言語による災害情報の提供を行う必要があります。	防災安全室

【査察・指導の強化】

施策の内容	担当課
○消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務付けられている施設において、危険物の保守体制を確立する必要があります。	総務課 教育課

## ②集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

## 【総合的な水害対策の推進】

施策の内容	担当課
○浸水想定区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援する必要があります。	健康福祉課 防災安全室
○平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底する必要があります。	防災安全室 建設課
○新丸山ダム建設事業の整備を促進する必要があります。	建設課
○河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進する必要があります。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図る必要があります。	建設課
○浸水被害の防止・軽減のため、雨水排水路による浸水対策を進める必要があります。	建設課
○対策に従事する職員や町民に対して、水害災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施する必要があります。	防災安全室
○国土交通省が作成した洪水浸水区域図を基に土砂災害・洪水ハザードマップを作成し、各世帯への配布やHPに掲載するなど、町民へ周知徹底を行う必要があります。	防災安全室
○浸水区域内に存する公共施設について、避難所及び災害対策拠点となる施設の浸水区域外へ移転整備を検討する必要があります。	防災安全室

③大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【総合的な土砂災害対策の推進】

施策の内容	担当課
○土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援する必要があります。	健康福祉課 防災安全室
○対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施する必要があります。	防災安全室
○森林整備事業等を実施して森林の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図る必要があります。	農林課
○山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん提及び溪流保全工事等の事業の促進を図る必要があります。	建設課
○亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象がみられる地区については、調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図る必要があります。	建設課
○災害予防上必要度の高いものから、ため池の改修・補強事業を実施する必要があります。	建設課
○急傾斜地崩壊危険区域の改良を実施する必要があります。	建設課
○傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等が起きないように、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等の安全対策の指導を行う必要があります。	建設課
○山地に起因する災害等の被害を最小限に防止する必要があります。	建設課

- ④避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

## 【防災情報通信システムの維持管理】

施策の内容	担当課
○移動系防災行政無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新をする必要があります。	防災安全室
○音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努める必要があります。	防災安全室

## 【要配慮者支援の実施】

施策の内容	担当課
○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援する必要があります。	健康福祉課 教育課 防災安全室
○要配慮者に十分配慮した緊急通報システムや独居老人等緊急通報装置など、情報提供設備の導入・普及を図る必要があります。	健康福祉課
○一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態を把握し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る必要があります。	健康福祉課

## 【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

施策の内容	担当課
○障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた字幕表示システムなど多様な方法による情報提供サービスを充実させる必要があります。	健康福祉課 総務課

## 【災害危険箇所・安全な避難路等の周知】

施策の内容	担当課
○町民に危険箇所を周知し、安全な避難路等の把握を促すため、定期的にハザードマップの更新、配布を行う必要があります。	建設課

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

施策の内容	担当課
○災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図る必要があります。	防災安全室
○災害時の町民への情報伝達に、ラジオ、テレビ等の民間放送やタブレット、携帯アプリも活用できる体制を確立する必要があります。	防災安全室
○防災拠点や避難所での利用も視野に入れ、Wi-Fi環境整備の充実を図る必要があります。	総務課
○平常時からダム施設管理者との連携を強化し、ダム放流警報の町民への伝達を徹底する必要があります。	防災安全室
○緊急時に備えて、河川管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図る必要があります。	建設課

【減災・防災データの活用】

施策の内容	担当課
○台風、ゲリラ豪雨など災害に関わる気象情報を速やかに把握する必要があります。	防災安全室
○同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、その有効利用に努める必要があります。	防災安全室

【防災人材の育成】

施策の内容	担当課
○効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行う必要があります。	防災安全室
○実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図る必要があります。	防災安全室
○自主防災組織への活動支援による組織の拡充や防災リーダーの育成など、防災意識の高揚を推進します。また、中高生を対象に防災士の資格取得を支援する必要があります。	防災安全室 総務課
○みのかも定住自立圏の枠組みで、防災士および防災リーダーを広域で養成する必要があります。	防災安全室
○自治会等が共助の考え方のもと、災害時に適切な対応がとれるよう、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等の取り組みを支援する必要があります。	防災安全室

## 【防災教育の推進】

施策の内容	担当課
○学校において、防災教育のための指導時間などを確保し、防災教育の充実に努める必要があります。	教育課 防災安全室
○学校における防災教育の一環として「出前講座」を実施する必要があります。	教育課 防災安全室
○県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進める必要があります。	防災安全室
○職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進する必要があります。	防災安全室
○地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、関連資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、収集した資料を広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援する必要があります。	防災安全室

## 【地域防災力の向上】

施策の内容	担当課
○町民が速やかに安全な場所に避難できるよう、各種ハザードマップの作成・公表・周知及び火災予防・地震対策等の防災知識の普及を行う必要があります。	建設課 防災安全室
○図上訓練などを取り入れた防災訓練を実施し、避難体制の向上に努める必要があります。	防災安全室

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

①被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

**【非常用物資の備蓄促進】**

施策の内容	担当課
○指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮する必要があります。	防災安全室
○防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努める必要があります。	防災安全室
○小・中学校における備蓄非常食購入（備蓄食料 アルファ米）を促進する必要があります。	教育課 防災安全室
○避難者への食糧の提供に備え、学校給食共同調理場の大規模改修を実施する必要があります。	教育課

**【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】**

施策の内容	担当課
○国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進める必要があります。	水道環境課
○災害時や渇水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画を策定する必要があります。	水道環境課

**【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】**

施策の内容	担当課
○災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置する必要があります。	防災安全室
○民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結ぶ必要があります。	防災安全室
○国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムを構築する必要があります。	防災安全室

## 【電力の安定供給の確保】

施策の内容	担当課
○道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行う必要があります。	防災安全室
○電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努める必要があります。	防災安全室

## 【帰宅困難者対策の推進】

施策の内容	担当課
○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す必要があります。	防災安全室
○帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を図る必要があります。	防災安全室

## 【再生可能エネルギーの活用促進】

施策の内容	担当課
○電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備の導入を進める必要があります。	地域振興課
○避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努める必要があります。	防災安全室

## 【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

施策の内容	担当課
○石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるように努める必要があります。	総務課

## 【代替機能の確保】

施策の内容	担当課
○災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努める必要があります。	総務課 防災安全室 地域振興課 水道環境課

②多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

【孤立集落の発生に備えたネットワークの確保】

施策の内容	担当課
○孤立集落となる可能性がある地域について、危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備等による対策を行う必要があります。	建設課
○一時集積配分拠点の指定等によって円滑な要員・物資等の緊急輸送を確保するため、専門的な知識を持つ人材の確保が必要です。	防災安全室 総務課

③警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

【災害対応力強化のための資機材整備】

施策の内容	担当課
○消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進める必要があります。	防災安全室
○情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図る必要があります。	防災安全室
○可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図る必要があります。	防災安全室
○大規模災害等に備え、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進する必要があります。	防災安全室

## 【救出救助に係る連携体制の強化】

施策の内容	担当課
○国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努める必要があります。	防災安全室
○地震による建物の崩壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等を整備し、その点検・保全に努める必要があります。	防災安全室
○大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進する必要があります。	防災安全室
○広域市町村と連携し、施設・設備の充実等を図ることにより、可茂消防事務組合消防本部の常備消防や救急体制の一層の充実に努める必要があります。	防災安全室
○消防機関と連携して、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施する必要があります。	防災安全室
○県外から派遣される多数の警察、消防等の救助部隊を受け入れるための拠点の整備と災害の種類に応じて浸水防止・土砂災害に対する安全確保を行う必要があります。	防災安全室

## 【消防体制の強化】

施策の内容	担当課
○地域の消防力の低下を招かないように消防団員の確保・組織再編を図り、消防力の確保を進める必要があります。	防災安全室
○消防力の一層の充実・効率化を図るため、八百津町消防団の教育訓練体制の充実に努める必要があります。	防災安全室
○可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図る必要があります。	防災安全室

④医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【災害医療体制の充実】

施策の内容	担当課
○町内外の医療機関と連携体制を構築するとともに、八百津町災害時医療救護計画に基づき、大規模災害における被災者の医療救護に対応する必要があります。	健康福祉課
○適切な医療サービスが受けられるよう、へき地診療所の維持存続に努める必要があります。	健康福祉課
○大規模災害の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されるため、医療機関の協力のもと、八百津町災害時医療救護計画やマニュアルを策定するとともに、大規模災害時の医療救護体制を確立し、町民の安全確保と被害の軽減を図る必要があります。	健康福祉課
○災害時の医療機関の機能の維持、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保する必要があります。	総務課
○医療機関と連携し研修を行うなど、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努める必要があります。	健康福祉課 総務課
○県内の広範囲で被害が発生する可能性があることから、県外市町村等とも協定等を締結し、広域的な支援が受けられる体制を構築する必要があります。	防災安全室

【福祉避難所の運営体制の確保】

施策の内容	担当課
○一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、定期的な訓練、研修など福祉避難所の運営体制の構築を図る必要があります。	健康福祉課 教育課 町民課

【資機材等の供給体制の整備】

施策の内容	担当課
○薬局等の関係機関と災害協定を結ぶなど、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組む必要があります。	健康福祉課
○加茂石油組合等と連携し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組む必要があります。	総務課

## 【人材の確保とボランティアの活用】

施策の内容	担当課
○平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図る必要があります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、NPOや災害ボランティア団体等と連携し、受入体制等の整備を進める必要があります。	総務課

## 【広域後方医療機関との連携】

施策の内容	担当課
○移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請する必要があります。また、県、関係機関との広域的な訓練、研修に参加する必要があります。	健康福祉課

## ⑤被災地における疫病・感染症等の大規模発生

## 【感染症対策】

施策の内容	担当課
○岐阜県地震防災行動計画に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努める必要があります。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案する必要があります。	健康福祉課
○事前に予防等の対策が可能なもの、罹患によるリスクの高い疾病については、予防接種等の実施を推進する必要があります。	健康福祉課
○生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等疫病が発生・蔓延する可能性が高まることから、多数の避難者を受入れ、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして防疫活動を実施する必要があります。	町民課 健康福祉課
○避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要があります。	健康福祉課 防災安全室
○要配慮者利用施設での感染症について、対応を周知するとともに県と連携しながら支援体制、危機管理体制を整備する必要があります。	健康福祉課 町民課

**【環境衛生対策】**

施策の内容	担当課
○関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討する必要があります。	水道環境課
○災害時のし尿処理について、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めるとともに、仮設トイレの備蓄を進める必要があります。	水道環境課 防災安全室
○災害時の遺体安置所について、事前に民間事業者の協力協定を締結し安置場所及び管理体制を整備するとともに、警察機関と連携して対応する必要があります。	水道環境課 健康福祉課

⑥劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

**【災害時健康管理体制の整備】**

施策の内容	担当課
○「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図り、避難所生活中等でも積極的な健康づくりの実践と習慣化を推進する必要があります。	町民課 健康福祉課
○保健所や消防、町内外の医療施設等との連携体制を充実し、平常時から健康管理体制を構築する必要があります。	健康福祉課

**【障害福祉サービスの充実】**

施策の内容	担当課
○障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療育を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供する必要があります。	健康福祉課

**【避難所の防災機能・生活環境の向上】**

施策の内容	担当課
○指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進める必要があります。また、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境を整備する必要があります。	防災安全室
○可能な限り良好な生活環境を確保するため、暑さ・寒さ対策として、保育園において空調設備を、小・中学校において空調や衛生機器等の整備等を進める必要があります。	教育課
○保育園、学校、公民館などについて、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する必要があります。	教育課

## 【避難所環境の充実】

施策の内容	担当課
○被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、施設管理者と事前に協議し、避難所マニュアルを策定する必要があります。	防災安全室
○避難所に指定した施設において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進める必要があります。	防災安全室

## 【被災住宅の支援】

施策の内容	担当課
○災害による倒壊や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去を行う必要があります。	建設課

## 【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

施策の内容	担当課
○大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組む必要があります。	建設課

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

① 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【災害初動対応力の強化】

施策の内容	担当課
○町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救護対策の調査、県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深める必要があります。	防災安全室
○災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図る必要があります。	防災安全室
○大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定して、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の寄宿舍等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組む必要があります。	防災安全室
○専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努める必要があります。	防災安全室
○情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図るとともに、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進する必要があります。	防災安全室
○罹災証明書の交付が遅滞なく実施できるよう、業務実施体制の整備に努めるとともに、当該業務を支援するシステムの活用について検討する必要があります。	健康福祉課 町民課 防災安全室

【業務継続体制の整備】

施策の内容	担当課
○災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。また、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行う必要があります。	防災安全室
○災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するように、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努める必要があります。	防災安全室
○災害後においても確実に業務を継続できるように、個人情報を含む住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステム（分散保存）を行う必要があります。	総務課

## 【災害対策本部施設・整備】

施策の内容	担当課
○災害発生時に本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部が機能する代替施設（八百津町ファミリーセンター）の水道等インフラの老朽化対策を行う必要があります。	教育課
○保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等を整備する必要があります。	総務課
○災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能を充実・強化する必要があります。	防災安全室

## 【広域連携の推進】

施策の内容	担当課
○災害の規模が大きい場合は町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、みのかも定住自立圏内の市町村をはじめとする県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備する必要があります。	防災安全室

②被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

## 【相談窓口の設置】

施策の内容	担当課
○役場関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など身近なすべての関係機関が連携し、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の構築を促進する必要があります。	健康福祉課

## 【見守りネットワーク事業の推進】

施策の内容	担当課
○平成25(2013)年度から実施している見守りネットワーク事業の協定事業所の増加を働きかける必要があります。	健康福祉課

## 【防犯対策の推進】

施策の内容	担当課
○警察など関係機関と連携して、広報や啓発活動を通し、防犯に対する意識の向上を図る必要があります。	防災安全室
○未設置地を含め防犯灯の整備を進める必要があります。	建設課
○地域団体や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動の推進を図る必要があります。	防災安全室

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

①防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【防災・災害対応に必要な通信インフラの整備】

施策の内容	担当課
○災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図る必要があります。	防災安全室
○超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図る必要があります。	防災安全室
○消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進める必要があります。	防災安全室

【通信機能の確保】

施策の内容	担当課
○災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行う必要があります。	防災安全室

## (5) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

- ① サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

## 【商業事業者の支援体制強化】

施策の内容	担当課
○既存の商業事業者や団体の育成及び経済活動の麻痺や風評被害に対する支援を強化する必要があります。	地域振興課
○観光客を商店街へ誘導する仕組みづくりや他市町村との交流によるイベント戦略を展開する必要があります。	地域振興課
○ふるさと納税によるPR戦略を行う必要があります。	地域振興課

## 【BCP等の策定支援】

施策の内容	担当課
○企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備する必要があります。	地域振興課
○商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る必要があります。	地域振興課

## 【本社機能の誘致・企業立地の促進】

施策の内容	担当課
○企業ニーズの把握、設備投資に対しての奨励金の交付、固定資産税の減免措置の適用、融資対象の拡大などの支援を継続する必要があります。	地域振興課 町民課
○再生可能エネルギー関連会社と連携して企業誘致を推進する必要があります。	地域振興課

## 【観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進】

施策の内容	担当課
○大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、HP・SNS等のITを活用しながら、観光PRの強化や、正確な情報の発信に努める必要があります。	地域振興課
○関係機関や他市町村とのつながりを強化するとともに、旅行会社などの民間企業との連携も検討し、観光体制の強化を図る必要があります。	地域振興課

**【観光施設等の自衛防災組織の整備・強化】**

施策の内容	担当課
○観光施設の経営者または管理者は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検や防災訓練を行うとともに、救助体制等組織の整備を進める必要があります。	地域振興課
○観光客等多数の者が利用する施設・事業所など、災害が発生した場合に被害が拡大する可能性がある施設は、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図る必要があります。	地域振興課

②幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

**【緊急輸送道路ネットワークの確保】**

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかける必要があります。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。	建設課
○道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。	建設課
○大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築する必要があります。	建設課 防災安全室

**【道路施設の維持管理】**

施策の内容	担当課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。	建設課

## ③食料や物資の供給の途絶

## 【飲料水の確保】

施策の内容	担当課
○被災地に近い水源地や給水栓から給水車・容器等を利用して給水拠点等に搬送供給する体制を整える必要があります。	水道環境課

## 【食料供給体制の確保】

施策の内容	担当課
○JA・農地中間管理機構などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努めるとともに、農業者の高齢化や後継者不足による担い手不足に対応する必要があります。	農林課
○営農指導や共済事業の減収補てんにより、生産性の維持や継続を図るとともに、地産地消の仕組みづくりを推進する必要があります。	農林課

## 【農業水利施設の整備】

施策の内容	担当課
○秩序ある農地地用を図り、優良農地の確保、保全に努める必要があります。	農林課
○農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図る必要があります。	建設課

(6) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

① ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

施策の内容	担当課
○公共下水道事業区域では、地区全体を見据えた面的な整備事業を継続する必要があります。	水道環境課
○農業集落排水事業区域では、接続を推進するとともに、長寿命化を図る必要があります。また、浄化センターを維持するため、定期的にメンテナンスをしていく必要があります。	水道環境課
○下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努める必要があります。	水道環境課

② 地域交通ネットワークの分断

【公共交通ネットワークの構築】

施策の内容	担当課
○八百津町地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークを構築する必要があります。	地域振興課
○災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討する必要があります。	地域振興課

③ 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【水源関連施設の整備推進等】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成を目指し整備を促進する必要があります。	建設課
○渇水による被害の軽減のため、渇水時の対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成する必要があります。	農林課

## 【水源の多様化】

施策の内容	担当課
○水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源を確保する必要があります。	水道環境課
○災害時の井戸利用について、所有者と連携し、雨水・地下水等の有効活用を進める必要があります。	水道環境課

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

①ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業用ため池の防災対策の推進】

施策の内容	担当課
○斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施する必要があります。	建設課

【河川構造物の整備】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成を目指し整備を促進するとともに、兼山ダム、丸山ダムの調査・点検を行う必要があります。	建設課
○平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底する必要があります。	防災安全室
○河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修、新規排水路の整備を推進する必要があります。	建設課
○排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆積土砂の除去などの維持管理に努める必要があります。	建設課

②農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地防災】

施策の内容	担当課
○風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止する必要があります。	建設課
○耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施する必要があります。	建設課

## 【森林保全の推進】

施策の内容	担当課
○森林施業を促進するとともに、間伐や複層林植栽などの整備を行い、森林の保全及び育成に努める必要があります。また、林業従事者の確保や担い手の育成を図る必要があります。	農林課
○林道や作業道の整備、森林施業の実施計画の集約化、人工林環境整備の促進、森林組合を中核とした生産活動の推進を行う必要があります。	農林課 建設課

## 【災害に強い森林づくり】

施策の内容	担当課
○地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進し、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備を実施する必要があります。	農林課 建設課
○森林の所有者（管理者）と災害対策用資機材等の整備・充実を図るとともに、森林組合等と連携して、自主的な森林保全管理活動を推進する必要があります。	農林課
○林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、林業従事者、入山者等への啓発の実施、標識板・立看板や防火水槽の設置に努める必要があります。	農林課

③地震後の豪雨災害等の複合災害による逃げ遅れや死傷者の発生

## 【複合災害発生リスクの周知・啓発】

施策の内容	担当課
○河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図る必要があります。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて周知を図る必要があります。	防災安全室

(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物対策の推進】

施策の内容	担当課
○災害廃棄物処理基本計画に基づき、がれき処分場の整備や維持管理、中小河川の水質検査や悪臭対策、臭気測定などを継続する必要があります。	水道環境課
○関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討を行うとともに、大規模災害時に備え、広域的連携のもと、ごみやがれき、し尿等の処理体制の充実に努める必要があります。	水道環境課

【河川に流出したごみ等の撤去】

施策の内容	担当課
○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時には流出したごみを適正に撤去・処分する必要があります。	建設課

②人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【コミュニティ活動の担い手育成】

施策の内容	担当課
○民生児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進める必要があります。	健康福祉課
○自主防災組織の整備や活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備、リーダーの育成、防災現場等への女性の参画拡大を図る必要があります。	防災安全室
○八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進する必要があります。	健康福祉課
○災害発生時には、地域で助け合いながら避難行動等が行えるよう、関係者間で要配慮者情報の共有などを平常時から実施する必要があります。	健康福祉課

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

施策の内容	担当課
○緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等拠点機能の充実を図る必要があります。	健康福祉課

## 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築】

施策の内容	担当課
○日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体と連携し、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努める必要があります。	総務課 健康福祉課 防災安全室
○八百津町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターの養成を行う必要があります。	総務課 健康福祉課 防災安全室
○町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図る必要があります。	総務課 健康福祉課 防災安全室

## ③幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

## 【道路ネットワーク整備】

施策の内容	担当課
○新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかける必要があります。	建設課
○町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、町道整備を計画的かつ効率的に推進する必要があります。	建設課
○道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。	建設課
○洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。	建設課
○道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。	建設課
○大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築する必要があります。	建設課 防災安全室

【地盤の液状化対策】

施策の内容	担当課
○埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成する必要があります。	建設課
○優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行うとともに、各種の液状化対策工法の普及を図る必要があります。	建設課

- ④貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【環境保全の推進】

施策の内容	担当課
○町の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要があります。	農林課 建設課
○環境の維持のため、水質や悪臭の調査などを継続的に実施する必要があります。	水道環境課
○町民への広報・啓発を通して、環境意識の向上を図るとともに、環境保全に係る地域団体を育成する必要があります。また、町民が管理する緑地及び水辺について、地域団体による維持管理・活用などを促進する必要があります。	水道環境課

【地籍調査の推進】

施策の内容	担当課
○土地の所有者や境界等を明確にすることで、境界トラブルを未然に防止し、災害復旧の迅速化を図る必要があります。	建設課

【被災動物等の対策】

施策の内容	担当課
○獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護、収容、救援等を行う必要があります。	水道環境課
○飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所隣接地に設置し、適正な環境の維持に努める必要があります。また、被災の際、動物が苦手の方への配慮や収容した動物の健康管理、感染症対策などが必要です。	水道環境課 防災安全室

## 【文化財保護対策の推進】

施策の内容	担当課
○次世代に伝承文化を継承していくため、文化協会などの芸術・文化団体の育成や支援を行い、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、町民の芸術・文化活動への積極的な参加を促し、町民の芸術・文化への理解や意識向上を推進する必要があります。	教育課
○国の重要文化財である旧八百津発電所資料館の耐震化を検討し、維持管理に努める必要があります。	教育課
○不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護・保存に努める必要があります。また、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図る必要があります。	教育課

### 3 用語集

名称	内容
国土強靱化基本法	平成 25(2013)年 12 月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。
国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法第 10 条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるように策定された計画。
国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村が、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている計画。
地方創生	東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする一連の取り組み。
密集市街地	老朽化した木造住宅等の建築物が密集していて、しかも十分な避難道路や避難公園、緑地などといった公共施設がないことから、その特定防災機能が確保されていない市街地のこと。本町においては、八百津市街地地区を指す。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。
へき地診療所	無医地区（無歯科医地区含む）及び無医地区に準じる地区の住民の医療を確保するため、市町村等が設置する診療所。
トリアージ	医療スタッフや医薬品等の医療資源が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めること。
みのかも定住自立圏	美濃加茂市が平成 21(2009)年 3 月に中心都市宣言を行い、加茂郡町村（坂祝町・川辺町・富加町・七宗町・白川町・八百津町・東白川村）と協定を締結し、形成した圏域。それぞれの地域が持つ強みを活かし、弱みを補完しあいながら、圏域を活性化させ、「住み続けたい」「住んでみたい」と感じるエリアを目指す。
サプライチェーン	製品の原材料や部品の調達・生産管理・物流・販売・消費までの一つの連続した流れのこと。供給連鎖ともいう。

名称	内容
BCP（業務継続計画・事業継続計画）	<p>「Business Continuity Plan」の略。</p> <p>自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく計画のこと。</p>
重要業績評価指標	<p>組織の目標達成の度合いを定義する補助となる軽量基準群であり、それぞれの取組で数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。</p> <p>KPI（「Key Performance Indicator」の略）ともいう。</p>
ドローン	<p>無線操縦で飛行する小型無人機のこと、主に娯楽用と産業用がある。防災面でも活用されており、地震・津波・土砂崩れで道路が寸断されても上空から被災地全体を撮影でき、ヘリより早く安価に状況把握が可能。</p>